

山形県道路占用許可基準

山形県県土整備部道路保全課

令和5年3月31日現在

目次

第1 総則

- 1 占用許可の要件
- 2 占用許可の原則

第2 各占用物件の許可基準

- ア 電柱
- イ 電線
- ウ 街路灯、防犯灯
- エ 郵便差出箱
- オ 公衆電話（電話ボックス含む）
- カ 広告塔
- キ 掲示板
- ク ベンチ及び上屋
- ケ 水管、下水道管又はガス管
- コ 簡易軌条施設
- サ アーケード・がんぎ
- シ 仮設日よけ
- ス 地下街、地下道、地下室、地下駐車場
- セ 露店等
- ソ 商品置場等
- タ バス停留所標識（照明式は除く。）
- チ 照明式バス停留所標識
- ツ 橋梁架設等
- テ 広告、看板等
- ト 建築工事施設等の一時占用
- ナ 自転車駐車器具及び原動機付自転車等駐車器具

第3 通知抜粋

- 1 「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」
昭和40年7月13日道号外土木部長通知. 15

- 2 「道路地下占用物件の取扱いについて」
平成11年7月1日道維第161号土木部長通知. 17

- 3 「道路地下占用物件の取扱いの運用について」
平成11年7月1日道維第162号土木部道路維持課長通知. 55

- 4 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」
昭和44年8月20日道政発第52号建設省道路局長通達. 59

※掲載されていない通知については、各総合支庁建設総務課へお問い合わせください。

第1 総則

1 占用許可の要件

道路の占用は次の三つの要件を満たす場合に根拠許可できる（道路法（以下、「法」と略）第33条）。

- ① 占用物件が法第32条第1項及び施行令第7条に掲げる物件に該当すること
- ② 道路の敷地外に余地がないためやむを得ない占有であること
（ただし、自動車専用道路等の連結路附属地に設ける通行者の利便の増進に資する施設、NPO法人等が設ける並木、街灯等は無余地要件が排除されている（法第33条2項））
- ③ 法第32条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について、その内容が施行令で定める基準に適合していること

なお、②の「敷地外に余地がないためやむを得ない場合」とは、道路区域以外に物件を設置する土地や空間が全くない場合を想定しているのではなく、経済的な要素をはじめ諸般の事情を考慮したうえで、他に用地を獲得することが著しく困難な場合のことを指しているものである。但し、この「やむを得ない」ということについての判断は、特定の申請者の個人的な事情（例えば資金力など）からではなく、あくまで客観的、一般的な事情を考慮することにより行う。

2 占用許可の原則

前項の法で定められた要件の他、許可にあたっては次の原則を考慮する。

- ① 公共性の原則—道路は公共の財産であること、占有は多少なりとも一般交通の障害となることを考慮し、特定の者の営利のみを目的とした占有は許可すべきではなく、また、占有相互の関係においては公共性の高いものを優先すべきである。
- ② 計画性の原則—占有は、将来の道路計画はもちろんのこと、都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。
- ③ 安全性の原則—占有が道路構造及び交通の安全に支障となる場合は、その支障となる度合を最少限にとどめなければならない。
したがって、施行令に規定された基準や県で定めた基準はもとより、その他の点についても多角的側面から慎重な審査を行わなければならない。

第2 各占用物件の許可基準

ア 電柱

- (1) 歩車道の区別のある道路では車道寄りの歩道上とし、歩車道境界石（以下「縁石」という。）に柱を付けて設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、道路の建築限界外とし下記によること。
 - (イ) 法敷のある場合は法尻に設置すること。
 - (ロ) 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設けること。また歩車道の区別のない道路ではその対側に占有物件がある場合、これと8m以上の距離を保たせること。但し、道路が交差し、接続し又は屈曲する場所においてはこの限りでない。
 - (ハ) 人家連担地域では、できる限り側溝の民地側に設置する。ただし側溝の道路側に建柱されている既設の建替えに当っては、民地側に移設することが困難な場合に限り側溝の道路側、側壁に接して設置すること。
 - (ニ) 電柱の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに道路の方向と平行して設けること。
 - (ホ) 許可に際し、電柱に広告や看板等を添加及び貼付しないこと。なお、添加は新たな占有となる。また、既設の許可更新についても同様に取扱う。

イ 電線

- (1) 地上電線の高さは、路面から5.0m以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼす慮の少ない場合は、4.7m以上、歩道と車道との区別のある道路の歩道上では2.7m以上とすることができる。
- (2) 地下路線の占用については、道路工事に先行して行うもの以外は認めず、道路の敷地外に適当な場所がなく公益上やむを得ない場合に認める。設置場所は、歩車道の区別のない道路においては極力路肩部に、歩道がある場合は歩道内とすること。また、しばしば掘削することのないよう長期計画に基づいて行うこと。
- (3) 地下電線（ケーブル管を含む。）の頂部と路面との距離は、車道・路肩で0.8m以下、歩道・法敷等で0.6m以下としないこと。
- (4) 地下電線の立上がり用管は道路に面しない側に設けること。

※ 上記のほか、地下電線の埋設及び電線管路の橋梁添加等に関する基準については「道路地下占有物件の取扱いについて」（平成11年7月1日道維第161号土木部長通知）及び「道路地下占有物件の取扱いの運用について」（平成11年7月1日道維第162号土木部道路維持課長通知）による。

ウ 街路灯、防犯灯

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上における配線は原則として地下埋設とすること。

- (2) 灯柱の高さは照明灯下部から5.0m以上とすること。ただし、歩車道の区別のある歩道にあっては3.0m以上とすることができる。
- (3) 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、やむを得ない場合を除き縁石に接して建柱すること。
- (4) 地下の根入は灯全体の長さの6分の1以上とし、通常予想される風雪等に耐え、倒壊又は破損等により人畜に被害を及ぼし、又は交通に支障を与える虞れのないものであること。
- (5) 歩車道の区別のない道路では、下記のとおりとする。
 - (イ) U型側溝及びL型側溝のある場合は、周囲の状況からみて他により難しい場合に限って、道路内側側溝に接して設置すること。
 - (ロ) 法敷のある場合は法肩又は法敷に設置すること。
 - (ハ) 道路の曲角部及び横断歩道の接続部を避け、消火栓から5.0m以上火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
 - (ニ) 構造物の形状、色彩及び間隔等はなるべく同一とすること。
 - (ホ) 電灯は路面の照度を均等にし、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。
 - (ヘ) 灯柱を他の支持柱に兼用させないこと。
- (6) 商店・事業所・個人などが設置するもので、専らその者の所有・管理する特定の建物又は敷地をのみ照明するものについては、道路占用を認めないものとする。

※ 灯柱の設置基準及び灯柱への添加に関する基準については、「防犯灯について」（昭和38年4月11日道号外土木部長通知）及び「街路灯柱へ添加する物件の取扱いについて」（昭和46年9月14日道第382号土木部長通知）による。

エ 郵便差出箱

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とする。
- (2) 歩車道の区別のない道路は路端に、また側溝のある場合はその道路側に、法敷に余裕ある場合は法敷上とすること。
- (3) 曲角または消火栓から5.0m、火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
- (4) 郵便局庁舎前に設置する郵便差出箱は前各号によらず、これを当該庁舎機内とすること。
- (5) 投函口は歩車道の区別のある場合は歩道側に、区別のない場合は車道側に向けること。

※ 上記のほか、郵便差出箱へ取付けられる周知板については、「郵便差出箱への周知板の取付について」（昭和58年8月13日建設省道発第67号=昭和58年9月1日道維第249号土木部通知）による。

オ 公衆電話（電話ボックス含む）

- (1) 歩車道の区別のない道路では、原則として道路の建築限界外に設けること。
- (2) 歩車道の区別のある道路では、車道寄りの歩道上とすること。
- (3) 出入口は、道路の方向に合致すること。
- (4) 曲角又は消火栓から5.0m以上、横断歩道又は火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
- (5) 郵便局又は電話局の庁舎前に設置する公衆電話所は、前各号にかかわらず、当該庁舎構内とすること。
- (6) 公衆電話所の外面及び内部に添加又は貼付される広告については、別個の占用物件として取扱う。なお、営利目的のものは許可しない。

※ 公衆電話ボックス内に設置されるテレホン・カード自動販売機については、「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用の取扱いについて」（昭和63年1月4日道維第516号土木部道路維持課長通知）及び「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」（平成4年6月10日道政発第47号建設省路政課長通達）による。

カ 広告塔

- (1) 道路管理上の支障が大きいので、相当の必要があり、かつ、道路敷外に余地がなく真にやむを得ないと認められる場合以外は許可しない。
- (2) 法敷・道路広場・交通島等の有効路面外に設置すること。
- (3) 交通信号機・道路標識・道路標示・バス停留所標識等の確認に支障とならないよう、これらから十分な距離を確保すること。
- (4) 道路が交差し、又は屈曲する地点から5m以内には設けないこと。なお、交差点の見通しを阻害する虞れがある場合は、更に十分な距離を確保すること。
- (5) 構造及び材料は、風雨等により破損したり倒壊したりしない堅固なものであること。
- (6) 塗装のはく離や破損・腐朽により、危険若しくは不体裁となったものについては、速やかに修理又は撤去すること。
- (7) 占用期間は必要最低限とし、期間経過後は直ちに撤去すること。
- (8) 公安委員会・交通安全協会等の設置する交通安全等のPRに関する広告塔についても、必ず占用許可申請を必要とし、審査には占用許可基準を適用する。

キ 掲示板

掲示板のための道路占用については、官公署又は公共団体が占用する場合又は公共性を有するものに限るものとし、その位置構造は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 設置箇所については、交通及び地元居住者に支障のない位置であること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道の民地寄りに設置すること。
- (3) 歩車道の区別のない道路で側溝のある場合には側溝の縁石に接着させ、また側溝のない場合は原則として法敷上にもみ設置を認める。
- (4) 高さ2.5m未満、長さ1.5m未満、柱の方径又は直径0.1m未満、厚さ0.2m未満とし、ひさしの下端は路面上2.0m以上とすること。
- (5) 色彩、意匠等は俗悪なものを避け、管理者が行なう掲示事項以外の広告物を添加、塗装又は掲示をしないこと。
- (6) 消火栓から5m以上、横断歩道又は火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
- (7) 広告塔の基準の(4)から(8)に準じること。

ク ベンチ及び上屋

ベンチは、バス停留所、タクシー乗場、遊歩道、道の駅など歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合にのみ認めることとし、次の各号によること。

なお、上屋は、バス停留所又はタクシー乗場に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合にのみ認める。

ア) 設置場所

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては、物件の設置後において、幅員が原則として2m以上（自転車歩行車道又は自転車歩行者専用道路にあつては4m以上）確保されること。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあつては、道路の法敷等とすること。
- (3) 視聴覚者誘導用ブロックとの間に十分な間隔が確保されていること。

イ) 構造等

- (1) ベンチは原則として固定式とし、安全性及び耐久性を具備したものであること。また、その構造及び色彩が周囲の環境と調和するものであること。
- (2) 上屋の主要構造部は鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし地震、風圧、雪荷重等に対し十分な安全な構造とすること。
- (3) 上屋の支柱の位置は、歩車道の区別のある道路にあつては車道側、歩車道の区別のない道路にあつては民地側とする。
- (4) 上屋の幅は、原則として2m以下とする。ただし、5m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (5) 上屋の長さは、原則として12m以下とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (6) 上屋の高さは、原則として路面より2.5m以上とすること。
- (7) 上屋の主要構造部は他の建築物（公共用歩廊を含む。）に接続しないものとする。

ること。

(8) 上屋は雨水の処理を考慮した構造とすること。

(9) 上屋の色彩は原則として淡色とし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

(10) 上屋は原則として壁面を有しないこと。ただし、バス停留所に設ける上屋で、かつ、運転者の視界を妨げる恐れのない場所（交差点付近以外等）に設置する場合にのみ認めることとし、壁面の構造は次によること。

- ・ 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないこと
- ・ 壁面の面数は、三面以内であること
- ・ 壁面の材質は、透明なものであること
- ・ 道路状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること

(11) 上屋には、装飾のための電気設備の設置は認めない。ただし照明施設はこの限りでない。

ウ) 占用主体及び管理

(1) 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものとする。

(2) 上屋の管理については、占用者から予め管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

※ 上記のほか、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日建設省道路政発第32号建設省道路局長通知）及び「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成15年1月31日国道利第24号国土交通省道路局長通達）による。

ケ 水管、下水道管又はガス管

水管、下水道管又はガス管及びこれに類するものの道路占用は次の各号に掲げるところによる。

(1) 道路の敷地外に余地がなく、公益上やむを得ないと認められる場合に認めることとし、歩車道の区別のない道路は法敷又は路肩部に、歩道がある場合は歩道内に設置すること。また、しばしば掘削することのないよう長期計画に基づいて行うこと。

(2) 水管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は1.2 m（工事上やむを得ない場合にあっては0.6m）以下としないこと。

(3) 下水道管の本管を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は3 m（工事上やむを得ない場合にあっては1 m）以下としないこと。

(4) 橋に取付ける場合には、桁の両側又は床版の下とすること。

(5) 上水道各戸の取付管制水弁、下水道各戸取付管のマンホールは原則として私有地

に設置すること。

※ 上記のほか、埋設基準及び橋梁添加基準については、「道路地下占用物件の取扱いについて」（平成11年7月1日道維第161号土木部長通知）及び「道路地下占用物件の取扱いの運用について」（平成11年7月1日道維第162号土木部道路維持課長通知）による。

コ 簡易軌条施設

- (1) 歩車道の区別のない道路上で交通が頻繁でない箇所に限る。
- (2) 軌条の内側には護輪軌条を敷設すること。
- (3) 軌道面は路面となじみよく取り合わせる。
- (4) 占用期間中は、軌条間及びその外側0.6mの間の維持修繕は、許可を受けた者の負担において行うこと。

サ アーケード・がんぎ

アーケード（がんぎを含む。）の占用については、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発住第5号・警察庁発備第2号通達）により、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設け、その必要性や設置場所・構造等について審議のうえ、各機関の意見が一致した場合に限り許可することができる。

設置基準については、同通達に明記されているが、そのほか占用許可にあたっては次の各号による。

- (1) アーケード（がんぎを含む。）は相当の区間連続して設けられるものであるから、原則として、商店街等の団体による申請又は共同による申請が必要となる。また、団体等の場合には、その規約等を添付し、占用に係る責任の所在を明確にすること。
- (2) アーケード（がんぎを除く。）は、通常、長い年月にわたって設置されるものであるから、点検及び維持・修繕の計画を提出するとともに、その費用の裏付けについても充分検討する。
- (3) 占用期間は5年以内とし、更新時には前2号について再度確認する。
- (4) アーケード（がんぎを含む。）への添加物件は、別個の独立した占用物件として取扱う。

シ 仮設日よけ

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上に限る。
- (2) 支柱の建設の位置は横断歩道を避け、消火栓、火災報知機から3m以上、曲角から5m以上の距離をおいて縁石に接着して設け、他端は建築物で支持させるか、又は道路外に建設すること。

- (3) 支柱の直径は0.3m未満のものとし、日よけの材料はよしず、すだれ又は布等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行ない得るような簡易なもので通行人に危害を与えるおそれのないものであること。
- (5) 電柱類又は街灯に接近して危険を生じさせないようにすること。
- (6) 街路樹に損傷を与えないこと。
- (7) 商品、広告物又はその他の物件を添加したり、塗装したりしないこと。
- (8) 延長12m以下ごとに「少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように」独立の構造としたものであること。
- (9) 日よけの下端から路面まで3.0m以上とすること。
- (10) 設置期間は6月1日から9月30日までの4ヶ月間を限度とすること。

※ 上記のほか、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発注第5号・警察庁発備第2号通達）のアーケード設置基準第5項による。

ス 地下街、地下道、地下室、地下駐車場

- (1) 地下街、地下道、地下室、地下駐車場等の設置場所は、地下に埋設されている既存の危険物の地下タンク等から十分な距離をとった場所とすること。
- (2) 出入口は道路部には設けないものとする。但し、公共性があるものでやむを得ず道路部に設けざるを得ない場合は、道路交通の支障とならない場所に限り、道路部に設けることを認める。
- (3) 地下通路は公共的なものに限り認めるものとする。
- (4) 占用許可にあたっては、設置管理者の管理責任能力を審査することとし、申請者は、点検及び維持・修繕計画を提出するとともに、その費用の裏付けについても十分な説明を行うこと。

※ 地下街については、「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）、「地下街の取扱いについて」（昭和55年10月9日建設省都計発第110号、消防予第209号、警察庁乙備発第13号、鉄総第682号、55資庁第12279号）、「地下街に関する基本方針について」（昭和49年6月28日建設省都計発第60号・道政発第53号・住指発第554号）によるものとする。

セ 露店等

祝典、祭典、縁日、歳の市等仮設店舗のための道路占用は次の各号によること。
なお、祝典などの特別な事由による一時的なもの以外には、露店等の占用は認めない方針である。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄り又は路端寄りに設けること。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあつては路端寄りに設けること。
- (3) 交差点、道路の曲角、電車、バス停留所及び消火栓又は横断歩道から 5 m 以上、火災報知機から 1 m 以上の距離を保たせること。
- (4) 百貨店、映画館、劇場等の出入口その他特に混雑する場所を避けること。

※ 上記のほか、「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」（昭和40年7月13日道号外土木部長通知）による。

ソ 商品置場等

- (1) 道路部の占用は認めない。
- (2) 側溝及び路面の流排水を妨げない場所とする。
- (3) 一時的な占用で、取り除きが容易な物件・施設に限る。（実際には、一度占用すると長期間となることが多いので注意を要する。）なお、期間の更新は認めない。
- (4) 消火栓から 5 m 以上、火災報知機から 3 m 以上、曲角から 5 m 以上（交差点等で見通しを阻害する場合は更に十分な距離）離れた場所とし、また信号機、道路標識、バス停留所標識等の確認に支障を生じない場所とする。

タ バス停留所標識（照明式は除く。）

- (1) 街角、消火栓から 5 m 以上、火災報知機から 1 m 以上の距離を保たせること。
- (2) 広告物を添加することは一切認めない。
- (3) 固定式又は移動式とすることは自由であるが、何れも風雪により倒れないようにすること。
- (4) 破損あるいは腐朽して危険若しくは不体裁になったときは、すみやかに修理その他適当な設置を講ずること。
- (5) 歩車道の区別のある道路では、歩道上の車道寄りとする。
- (6) 歩車道の区別のない道路では、側溝に接着して設置し、法敷のあるところでは法敷に設置すること。
- (7) 意匠は道路標識、消防用標識等とまぎらわしくないものであること。

チ 照明式バス停留所標識

ア) 設置場所

- (1) 歩車道の区別のある道路では歩道上の車道寄りとし、歩車道の区別のない道路では待避所等一般通行に支障のない場所で民地寄りに設置すること。
- (2) 街角は避け、消火栓から 5 m、火災報知機から 1 m 以上の距離を保つこと。

イ) 標識の規格

- (1) 標識は 1 本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、

支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下部までの高さをいう。）と照明表示ボックスの高さの合計は3.0m以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45m以下とする。また、支柱の高さは標識全体の高さのおおむね4分の1とする。

(2) 風雨等による倒壊を考慮して、固定式のものを原則とする。

(3) 照明等は、信号機の効用を妨げないものにし、表示面は、万一壊れた場合に一般通行に危害を与えることのないものを使用すること。

ウ) 広告物の添加

(1) 広告物の添加場所は、進行車両の非対向面及び歩道面の二面に限定するものとし、広告面の広さは照明表示ボックスの各表示面の3分の1以下で、その位置は照明ボックスの最下段とすること。

(2) 占用料は、バス停留所標識及び広告物の各々について山形県道路占用料徴収条例の別表により徴収する。

エ) その他

バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。

ツ 橋梁架設等

橋梁架設のうち、仮設工事のための短期間の道路占用については、次の各号によること。それ以外の場合は道路法第24条の出願工事として取扱う。

(1) 法敷に栈橋を架設しようとする場合、これに必要な施設は、車道内に設けないこと。

(2) 構造、強度が使用自的に耐えるものであること。

テ 広告、看板等

(1) 許可の範囲

(イ) 新規占用は下記に該当するものを除き、原則として許可しないこととする。

a 国又は地方公共団体その他の公共団体が行政的目的を達成するために行うものの。

b 政治団体又は学術団体が演説会、講演会等を開催するにあたり、その内容を周知させるために行うものの。

c 公益を目的として設立された団体又は個人が、交通の安全、衛生思想の普及、火災の予防その他公益のため、これらに関する事項を周知徹底させるために行うものの。

d 自己の店舗、営業所又は事業所において、住所、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの（自家用看板）

(ロ) 占用許可を受け、現に設置されているものについては、占用期間満了後できる限り許可更新は行わないこと。ただし、前記(イ)に該当するものについてはこの限りでない。

(ハ) 占用許可を受けないで設置されているものについては撤去すること。ただし、前記(イ)に該当するものについては、占用許可申請があれば許可することができる。

(2) 設置基準

(イ) 建築限界を侵さないこと。現に設置されているもので、建築限界を侵しているものについてはすみやかに改築又は移設すること。

(ロ) 電柱等の袖看板は車道の外側（民地側）に向けること。既設のもので内側に設置されているものについては、外側に向け直すこと。

(ハ) 信号機、道路標識の効用を妨げ又は視距を減じないこと。既設のものでこれに該当するものについては、すみやかに撤去又は移設すること。

(ニ) 俗悪色彩のものでないこと。既設のものは書き直すこと。

(ホ) 道路上空を横断して設置しないこと。

(ヘ) 自家用看板は原則として突出看板とすること。

(3) 媒体物の占用許可

電柱、街路灯柱等広告物の媒介となる占用物件の許可に際しては、許可条件に広告、看板を掲出（添加又は塗装等）しないことと条件を付すため、厳守すること。なお、既設のものについては許可更新に際し、同様の処理をする。

なお、「はり紙」の不法添付については撤去を求める（屋外広告物法）。

※ 上記のほか、「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」（昭和40年7月13日道号外土木部長通知）に留意するとともに、「指定区間内の一般国道における路上広告物の占用許可基準」（昭和44年8月20日建設省道政発第52号道路局長通達）を準用する。

ト 建築工事施設等の一時占用について

工事用施設（板囲、足場等）、材料置場等の占用により道路本来の用途が侵害され、又は機能の低下を来たしている事例が少なくないので、道路本来の使命達成のため、やむを得ないものを除き許可しない。なお、許可を行う場合は占用期間をできるだけ短期とするほか、下記による。

(イ) 歩車道の区分がない道路占用は、法敷、側溝上又は路肩部分とすること。

(ロ) 歩車道の区分がある場合は、歩道の民地側から歩道巾員の3分の1以内の箇所とすること。

ただし、歩道巾員の3分の1の値が1mをこえる場合は1mまでとする。

※ 上記のほか、「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」（昭和40年7月13日道号外土木部長通知）による。

ナ 自転車駐車器具及び原動機付自転車等駐車器具

自転車駐車器具の占有は、次のいずれにも該当する場合にのみ認めることとし、許可の基準は「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）及び「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」（平成18年11月15日付け国道交安第28号国土交通省道路局地方道・環境課長通知）による。

- ① 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行にする等の相当の公共的利便に寄与するものであること。
- ② 一般公共の用に供するものであること。

第3 通知抜粋

1 道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について

昭和40年7月13日道号外
土木部長通知

標記については、客年10月7日付をもって通達したが、これが運用について山形工事事務所、県警察本部、県道路課の三者間で更に協議した結果、別紙のとおり申合わせをしたので、取扱いに誤りのないようされたい。

交一発第236号
昭和40年6月15日
口頭で全員に通達

各 警 察 署 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について

見出しについては、県警察本部長、県土木部長名で別添(1)のとおり通達したところであるが、これが運用については、若干の疑義があったので、更に協議の結果、次のとおり申合せたので取扱い上あやまりないようされたい。

記

- 1 この許可取扱いは、祭礼、行事等のため、短期日の道路使用で、しかも道路の損傷および広告を伴わないものについては、道路管理者と警察署長との協議および道路管理者の許可の手続を省略し、警察署長の許可をもって、これに換えるものであること。従って、本質的には道路法第32条第1項及び第3項に基づく道路管理者の許可権を排除したのではない。
- 2 警察署長のみで、道路使用許可を与え、その結果、一般国道および主要なる地方道の通行の禁止、制限を伴うものについては、すみやかに、道路管理者(一般国道指定区間については、山形工事事務所または酒田工事事務所の道路管理係、県道については、建設事務所、市町村道についてもこれに準ずる取扱いを行なうように打合わせる事)に対し、電話等により、通行禁止制限の対象、日時、場所および区間、理由、迂回路等を通報すること。
- 3 道路以外の工事または作業のための資材置場として一般国道および主要なる地方道については許可しないこと。ただし、建造物の増改築等のための足場または防護壁等でやむを得ないものは道路管理者と協議の上、措置すること。

4 道路使用許可の条件としては、その都度異なるものと思われるが、一般的なもののほかに、原則として、次の事項を附加すること。

- (1) 道路使用後の清掃
- (2) 道路上への資材放置の厳禁
- (3) 主要場所への迂回路の標示
- (4) できうれば、見やすい場所への許可済証の標示(様式は、道路交通法施行規則第10条の様式に準ずるもので木製板に転写して標示)

別添(1)

文発第331号第3種(ロ)-全
道第194号
昭和39年10月7日

各 警 察 署 長

殿

各 建 設 事 務 所 長

山 形 県 警 察 本 部 長

山 形 県 土 木 部 長

道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議について

道路交通法第77条第1項の規定による道路の使用並びに道路法第32条第1項および第3項の規定による道路の占用およびその変更の許可について競合する場合の取扱いを次のとおり定めたので、適切な運用を図られたく通知する。

記

- 1 道路の使用期間が7日以内で、かつ、道路に損傷を与えず、次に掲げるもので広告を添加しないものの使用については警察署長限りの許可とする。
 - (1) 祭礼、縁日等のための露店、舞台、やぐら、花輪、旗ざお、幕布(横断幕は含まない)等
 - (2) 公共的な目的のための立看板(但し、スポンサー付のものを除く)
 - (3) 道路以外の工事または作業のための資材置場
- 2 期間満了後、引続き使用するための期間の更新をしようとするときは、道路管理者の許可を要する。

2 道路地下占用物件の取扱いについて

平成11年7月1日道維第161号
土木部長通知
(最終改正)

令和5年3月15日道保第371号

第1 目的

この取扱いは、道路の地下に埋設する電線又は水管、下水道管若しくはガス管（以下「埋設管」という。）の占用について、その取扱いを整備し、もって道路管理の適正化を図り、地下占用物件に係る事故の防止を期するものである。

第2 適用

埋設管の道路の地下占用については、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第35号。以下「施行規則」という。）その他関係法令通達等の定めによるもののほか、この取扱いによるものとする。

第3 埋設管の種類

埋設管に使用する管の規格は、別表（管種毎の埋設条件）に整理した国の通知等（「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日建設省道路局路政課長、国道課長通達）及び「ガス管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さに関する取扱いについて」（平成16年2月17日国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課長補佐事務連絡）及び「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成28年2月22日国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通達）及び「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（令和4年9月21日国土交通省道路局路政課道路利用調整室企画専門官、国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐事務連絡））により定められたものを基本とする。

なお、別表に掲げる管種（規格）以外のもので、別表に掲げるものと同様以上の強度を有するものについては、別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、国通知と同じ埋設深で占用を認めることができる。

第4 埋設場所

- 1 埋設管は原則として歩道、路肩、法敷等道路管理上支障のない場所に埋設することとし、車道（中央分離帯を含む。歩道を有しない道路にあつては、路面幅員の2/3に相当する路面の中央部の部分とする。）及び将来計画（5箇年計画）で車道となる箇所への埋設は認めないものとする。ただし、道路の横断（取付道路を含む。）又は特別な事由がある場所については、別表において規定する埋設管の種別に限り車道に埋設することができるものとする。
- 2 道路を横断する埋設管は、原則として道路の縦断方向に直角に埋設するものとする。
- 3 道路管理者の設ける電線共同溝等に収容すべき埋設管は、当該施設に収容しなければならないものとする。
- 4 他の埋設管及び構造物等との隔離距離は、原則として0.3m以上確保するものとする。
- 5 埋設管の埋設深度は別表に規定する埋設深度のとおりとする。
- 6 電線の埋設深度を国通知による場合において、電線の頂部と路面との距離を0.5メートル以下とする場合で、周辺に埋設物があるときは、将来当該埋設物の工事時の影響を最小限とするため、電線を設ける者が当該埋設物の管理者に対して埋設位置、埋設方法、安全対策等について周知するよう指導、助言を行うこと。
- 7 やむを得ず埋設管を車道下に敷設する場合であっても、マンホール、水抜管及び空気抜管の孔口の設置は、原則として認めないものとする。ただしマンホールについては、その構造等やむを得ない事由があり、十分堅固なものに限り認めるものとする。
- 8 硬質塩化ビニル管、電力用強化プラスチック複合管、ポリエチレン管、強化プラスチック複合管及びガス用ポリエチレン管は、原則として次に掲げる場所に埋設してはならない。
 - (1) 不当沈下が生じる地盤
 - (2) 温泉地等で地温40℃を超える地域

第5 埋設管の構造

- 1 埋設管の構造は、占用場所の状態に応じ十分安全な強度及び耐久力を有するものとし、道路の構造、支持力等に影響を与えないものとする。
- 2 やむを得ず車道下（取付道路を含む。）に埋設する場合の管の強度は、路面以下の土圧と通常想定される最大の自動車荷重及び重機械の衝撃に十分耐えられるものとする。また、沿道から出入りする通路等歩道部において、自動車荷重を考慮する場合も同様とする。
- 3 やむを得ず規定の深度をとれない埋設管及び道路を横断して車道に埋設する圧送するための埋設管（ガス管、水道管、下水道圧送管等）には、所要の防護措置を講じさせるものとする。
- 4 別表内の国通知の埋設深を採用する場合において、管路等を歩道の地下に設ける場合に、車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）があ

るため、規定の埋設深度以下となるときは、当該管路等を設ける者に対して切り下げ部の地下に設ける管路等について、所要の防護措置を講じさせること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合は、この限りでない。

また、電線（電力、通信の用に供するケーブルを収容する管路を含む。以下同じ。）の埋設深度を電線浅層化通達による場合においては、基準より浅くしないこととする。なお、埋設シート等舗装の耐久性に影響を及ぼすおそれがないものを除いて、埋設物件の防護のために、所要の防護措置を講じる場合は、原則として舗装内（表層・基層、上層路盤及び下層路盤）への設置は認めず、路床内への設置のみ許可するものとする。

5 別表内の国通知の埋設深を採用する場合において、管路等を歩道の地下に設ける場合に、将来、当該歩道に切り下げ部が設けられ、規定の埋設深度以下となると予想されるときは、当該管路等を設ける者に、必要に応じて当該管路等が十分な強度を有するため防護措置が不要であることを証する資料を提出させること。なお、防護措置が必要と判断される場合は、占用許可時において当該管路等を設ける者に対して、当該管路等を設ける者の責任と負担において所要の防護措置を講じるよう許可条件を附すこと。

6 5において歩道に切り下げ部を設けるため法第24条に規定する承認の申請がなされた場合には、管路等を設けたものに対して防護措置の要否を確認し、管路等を設けた者が防護措置を講じる場合には、必要に応じて、管路等の構造の変化に伴う占用許可の申請を行うべきことを通知すること。また、承認の申請をした者に対して歩道の地下に設けられている管路等について、当該管路等を設けた者が防護措置を講じる場合があることを通知すること。

第6 埋設管の名称等の明示

1 道路の地下に設ける埋設管については、その名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示しなければならない。ただし、次に掲げるものはこれを要しない。

(1) 各戸引込管

(2) 管路に収容されない電線（「電気設備に関する技術基準を定める省令」（昭和40年6月15日通商産業省令第61号）第143条第5項各号に掲げる物件をいう。）又は、外径0.08mに満たない管路に収容される電線

(3) 外径0.08mに満たない水管、下水道管又はガス管（1kg/cm²以上の圧力のガスを通ずるものを除く。）

(4) 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフに収容されるもの

(5) コンクリート造りの堅固な構造を有するものであって、外形上当該占用物件の名称及び管理者が明らかであると認められるもの（下水道管のうちヒューム管によるものをいう。）。ただし、地下において占用物件が錯そうしている場合又は他の占用物件についてもヒューム管が使用されている場合等、特に他の占用物件との識別を容易にする必要がある場合においては、実情に応じ占用許可の際に名称等の明示をすることを条件に附することができる。

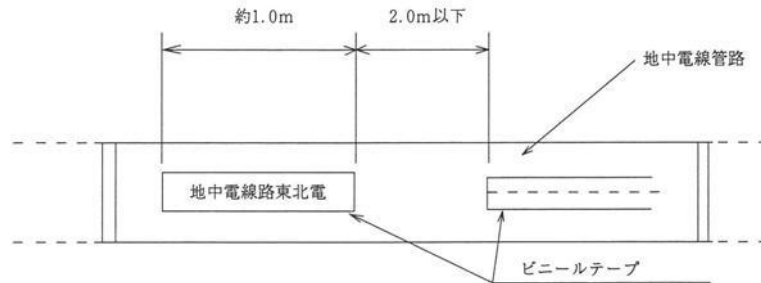
- (6) 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの大きい地域以外の地域（都市計画区域等を参考とし、現地の状況から判断して総合支庁建設部長が定める地域）の道路において、他の占用物件が埋設されていない場所に埋設されるもの。
- 2 施行規則第4の3第1項に規定するもののほか、推進(押込)工法等による工事の施行中に明示のため貼付したビニールテープがはく離又は明示に係る事項が識別困難となることが認められる場合の防護管については、名称等の明示をしないことができる。
- 3 埋設管に明示すべき事項は、当該占用物件について、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 名称
 - (2) 管理者
 - (3) 埋設の年
 - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づいて設ける電線にあつては電圧
 - (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)の規定に基づいて設けるガス管にあつては、ガスの圧力及び種類
- (注) (イ) 明示の仕方は、たとえば「ガス管」「山形ガス株式会社」「平成11年」と明示すべきところを「山形ガス」「H11」と明示するなど、簡略化して差し支えない。
- (ロ) 電力の明示の区分は「電気設置に関する技術基準を定める省令」第3条第1号から第3号までに規定する「低圧」「高圧」若しくは「特別高圧」(あるいは「高圧」および「特別高圧」を一括して「高電圧」として差し支えない。
- (ハ) ガスの圧力については、「ガス事業法施行規則」(昭和45年通商産業省令第97号)第1条第1号から第3号までに規定する「高圧」「中圧」若しくは「低圧」の区分により明示したもので差し支えない。
- 4 埋設管の名称等を明示する方法は、次の各号に掲げることとする。
- (1) 構造上2m以下の間隔とすることが困難な場合を除き、必ず2m以下の間隔で名称等を明示すること。
 - (2) 当該占用物件又はこれに附属して設けられる物件に、ビニールその他の耐久性を有するテープを巻き付ける等の方法によるものとする。ただし、埋設管の製造の過程であらかじめ名称等を抽出してある場合は、この限りでない。
 なお、敷設年があらかじめ鋳出又はビニールテープ等に印刷してあるものを翌年以降において使用する場合は、当該年に訂正して敷設すること。
 - (3) 退色、はく離、腐食、その他により明示に係る事項の識別が困難になるおそれがないように行うこと。
 - (4) 名称等の明示に用いるビニールテープ等の地色については、次のように全国的に統一されているので、これによるものとする。

(イ) 電 話 線 赤色	(ロ) 電 力 線 オレンジ色
(ハ) 工業用水道管 白色	(ニ) 水 管 青色
(ホ) 下 水 道 管 茶色	(ヘ) ガ ス 管 緑色

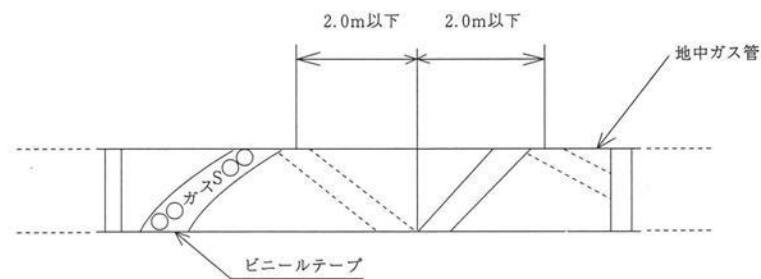
- 5 名称等を明示するビニールテープの貼付については、例示（図1参照）のように管に対して平行方向に又はらせん状巻付方法で貼付するものとする。

図1 名称等の明示

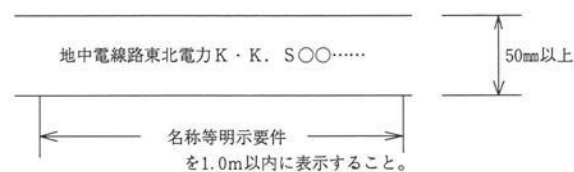
〔例Ⅰ〕



〔例Ⅱ〕



テープの規格



- 6 既に埋設されてある管に関しては、その管理者が掘削により露出させた場合に、その露出させた部分が2 m以下であっても名称等の明示を行うこと。また、露出させた者が他の管理者である場合は、当該物件の管理者(既設の占有者)との十分な連絡のうえ当該物件の管理者が名称等の明示を行うこと。この場合における名称等の明示に要する経費は、原則として当該物件の管理者が負担するものとする。ただし、協議により既設の占有者から材料を提供させ新規占有者が取り付けを行うことができるものとする。

第7 老朽管等の取換え

- 1 ガス漏れ又は水漏れ等による補修回数が多い埋設管は、その原因について究明させ、その対応について検討させるものとし、極力新管と取替えさせるものとする。また、舗装補修工事等により全面的に路面を掘削する場合並びに占用期間更新時に強度の不足している管及び老朽の著しい管については、補強させるか又は必要に応じ新管に取替えさせるものとする。
- 2 前項の場合においては、第6を準用して名称等の明示を行わせるものとする。

第8 立ち会いの義務づけ

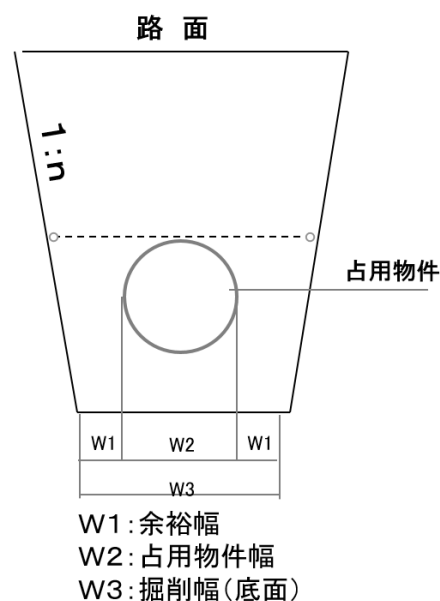
道路に関する工事又は他の工事により埋設管に関する工事が施行される場合においては、道路管理者又は当該工事の施工者は埋設管の管理者に対し的確な技術的判断のできる責任者を立ち合わせ、埋設物件の確認、工事の実施方法、工事の各段階における保安措置、緊急時の措置等を十分打ち合わせるものとする。

第9 工事の実施方法

- 1 地下占用工事の実施にあたっては、交通の安全を確保し作業員の安全を図るため「道路工事執行要領について」（昭和37年8月7日道発第331号）、「道路工事現場における標示施設の設置基準」（昭和37年8月30日道発第372号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日経建発第1号）等に準拠して行うものとする。
- 2 地下占用工事は、埋設管の管理者または専門業者により施工するものとする。
- 3 道路の掘削は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。
 - (1) 土留工を使用しない場合の舗装路面における掘削（法面）勾配は、土質を考慮した安定勾配とし、次の各号によるものとする（図2参照）。ただし、小断面については別途考慮するものとする。
 - (2) 掘削深が1.5m程度以上又はこれ以下の場合でも、土圧や水圧によりその周囲の地盤が崩壊するおそれのある場合及び法敷部を占用する場合には、土留工を設けるものとする。
 - (3) 掘削はみぞ掘、つぼ掘又は推進工法その他これらに準ずる方法によるものとし、えぐり掘は行わないものとする。
 - (4) 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とし、最小限にとどめること。ただし、マンホール、立坑等のために掘削した箇所について、その日のうちの埋戻し及び仮復旧まで施工することができない場合は、総合支庁建設部長の承認を受け覆工板等の措置を行わせ、安全な状態で交通の用に供するものとする。
 - (5) 舗装路面の取りこわしは、コンクリートカッター等で丁寧に行うこと。また、車道部分の掘削幅は必要最小限とすること。
 - (6) 工事中の湧水がある場合には、路床・路体に影響を及ぼさないよう適切な処理を行うこと。
 - (7) 工事施行中は、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物については、危険のないよう十分留意し掘削を行うこと。
 - (8) 床掘線は、側溝等の道路施設に対して影響を与えないように構造物から原則として最低50cm以上離すこと。
 - (9) 舗装の破壊片及び掘削土砂は、直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積したり路床で小割しないこと。また、舗装の廃材については建設副産物として適正に処理すること。

- (10) 道路を横断して埋設する場合には、原則として推進工法とすること。やむを得ず横断して掘削する場合には、片側ずつ施工し、一般交通の妨げにならないようにすること。
- (11) 沿道に接近して掘削する場合は、人及び車両の出入りを妨げないように必要な措置を講ずること。
- (12) 掘削場所又はその附近に既設の埋設管があると認められるときは、あらかじめ当該占有者と協議を行い、試掘、防護、移設その他保安上必要な措置を講ずること。
- (13) 引火のおそれのある埋設物等の附近については、溶接機及び切断機等の機械器具を使用しないこと。
- (14) 掘削工法等については、所轄の総合支庁建設部の指示、監督に従うものとし、工事期間中は現場に占有者側の責任者を常駐させること。
- (15) 舗装の復旧方法については、施工規模及び現場条件等を考慮し、協議の上【本復旧+切削オーバーレイ（必要な場合）】か【仮復旧+本復旧】のどちらかにより行うこと。

図2 掘削勾配（令和5年3月改正）



地山の種類	法勾配 (1:n)
岩盤又は堅い粘土 (N値8以上)	1:0.3
砂	1:1.0以上
その他	1:0.5

(注)特に地質の悪い地山には、さらに緩い勾配とする。

2) 上記以外のもの

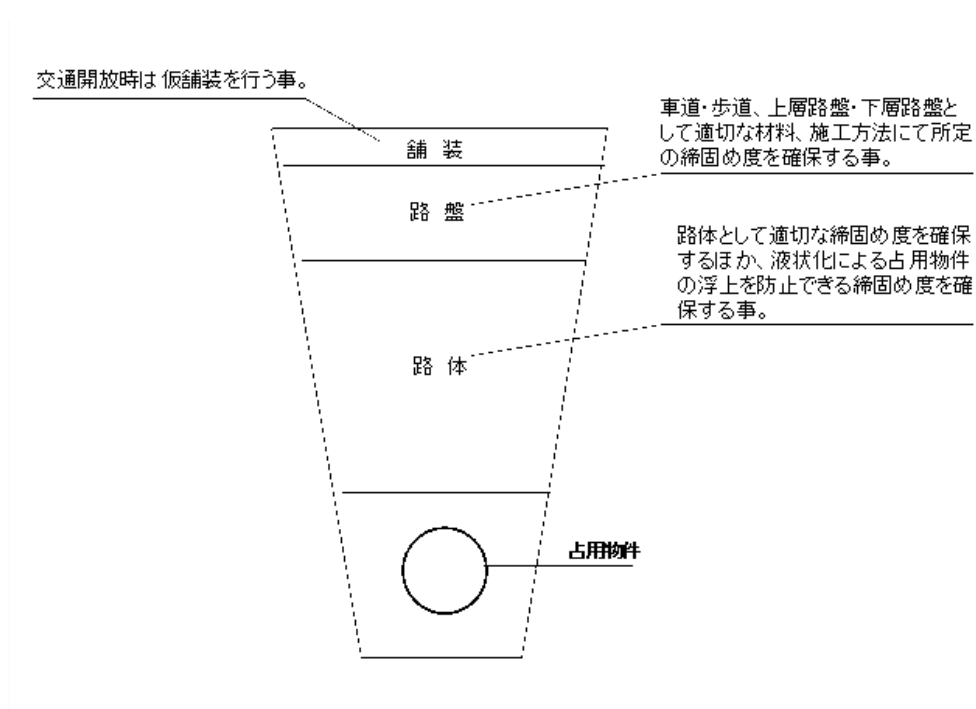
地山の種類	法勾配 (1:n)
岩盤又は堅い粘土 (N値8以上)	1:0.3
砂	1:1.0以上
その他	1:0.5

(注)特に地質の悪い地山には、さらに緩い勾配とする。

- 4 掘削箇所の埋戻しは、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。
- (1) 埋戻しに先立ち、掘削箇所内に工事材料等が残留しないよう十分に点検するとともに、湧水や溜水を完全に排除してから埋戻しを行うこと。
 - (2) 車道の埋戻しは、所定の位置まで切込碎石を使用することとし、必要に応じて埋設管上0.1mは保護材料を用いること（図3参照）。また、現場発生土が良質であり密度試験等の条件を満たしている場合については、切込碎石にかえて良質材を用い

ることができる。

図3 埋戻し材料（令和5年3月改正）



- (3) 埋戻し材の転圧は各層に求められる基準密度を得られるように転圧すること。
- (4) 埋戻し材の品質は、道路路体、路盤の規格を満足するほか、液状化による占用物件の浮上を防止できる締固め度を確保すること。
 - (イ) 保護材の材料は、川砂・山砂を原則とし、現場条件や管種によっては、協議の上、再生砂及び砕石の使用も可能とする。凍結深よりも浅い場合は、0.074mmフルイを通過するものは6%以下の材料とする。
 - (ロ) 埋戻しは、特に指示がない限り、掘削当日中に仮復旧又は本復旧まで完了することとし、交通開放は加熱合材で復旧した状態を基本とする。

5 路面の仮復旧は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

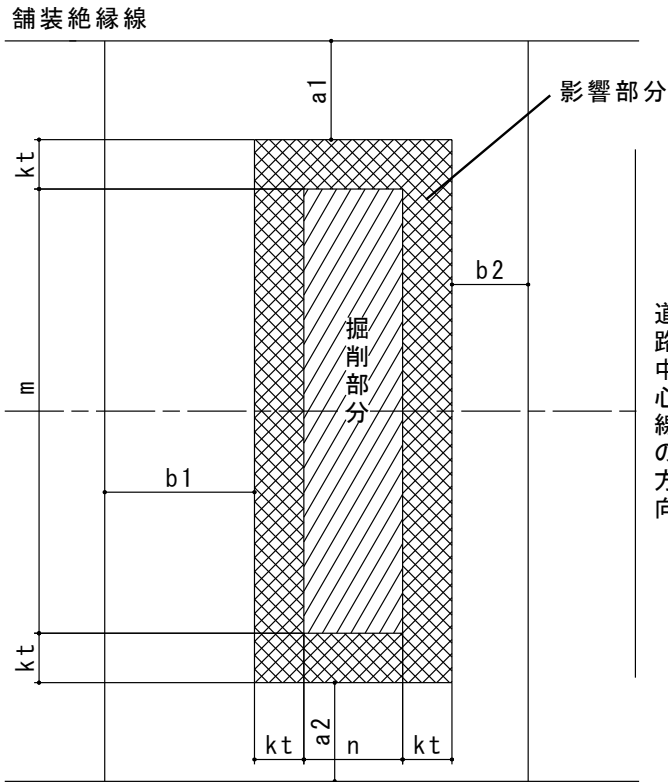
- (1) 砂利道の復旧は自主復旧とし、埋戻しは砂利交じりの良質土にて層厚20cm毎に締固めるものとする。
- (2) 仮舗装で交通開放する期間中は、占有者に舗装面の管理責任が生じることを念頭に置き、仮舗装の舗装厚、合材の種類を定めることとし、最低舗装厚は車道5cm、歩道3cmとする。
- (3) (2)のほか仮復旧の舗装構成は、本復旧を見据えた層構成とすることもできる。
- (4) 占有者は、本復旧工事を施工するまでの間、工事施工箇所を常にパトロールし路面の沈下、排水処理その他の不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安

全かつ円滑な交通の確保を図ること。

6 路面の本復旧は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

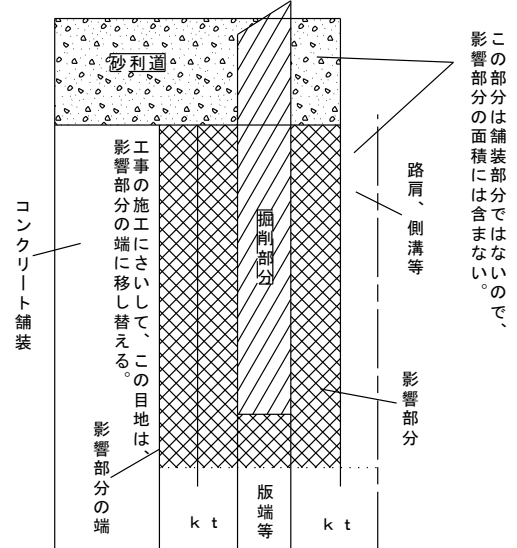
(1) 復旧幅及び面積の算出は図4により行なうものとし、必ず現地立会のうえ調査すること。

図4 復旧幅及び面積の算出



$$S = (m + 2kt + a1 + a2)(n + 2kt + b1 + b2) - mn$$

- ただし、上式において
- S-----影響部分の面積
 - m-----掘削部分の長さ
 - n-----掘削部分の幅
 - t-----掘削部分の路盤厚さ
 - k-----セメント・コンクリート舗装の場合にあつては1.4
 - 7.77系舗装の場合にあつては1.0
 - a1, a2---道路の中心線と平行方向の影響部分の端から舗装の絶縁線(目地、版端等をいう以下同じ。)までの距離1.2m(舗装目地に係るときは、1.8mより大なるときは、零とする。)
 - b1, b2---道路の中心線と直角方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離(1.2mより大なるときは、零とする。)



〔アスファルト舗装の復旧舗装構成〕

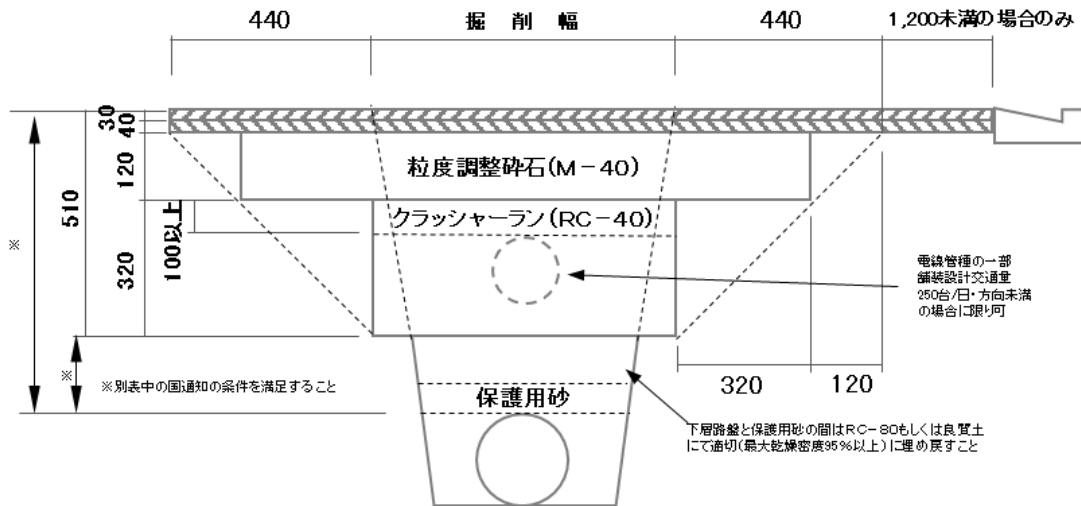
(2) アスファルト舗装の場合、その復旧舗装構成を原則として図5、6、7によるものとする。ただし、現状の舗装構成と同等に復旧した場合、明らかに掘削前の道路の機能を回復することができないと予想されるときには、この限りでない。

図5 舗装標準断面図（令和5年3月改正）

(1) 設計構造〔N4〕(A)

CBR 4 交通量区分 N4交通（旧A交通）			
名称	仕上厚	材名、規格、条件	密度
アスファルト表層工	3cm	再生密粒度As(13F)	2,350kg/m ³
アスファルト表層工	4cm	再生密粒度As(13)	2,350kg/m ³
上層路盤	12cm	粒度調整碎石（M-40）	2,100kg/m ³
下層路盤	32cm	RC-40	2,040kg/m ³
計	51cm		

1) 別表中の国通知に該当する場合



2) 別表中の国通知に該当しない場合

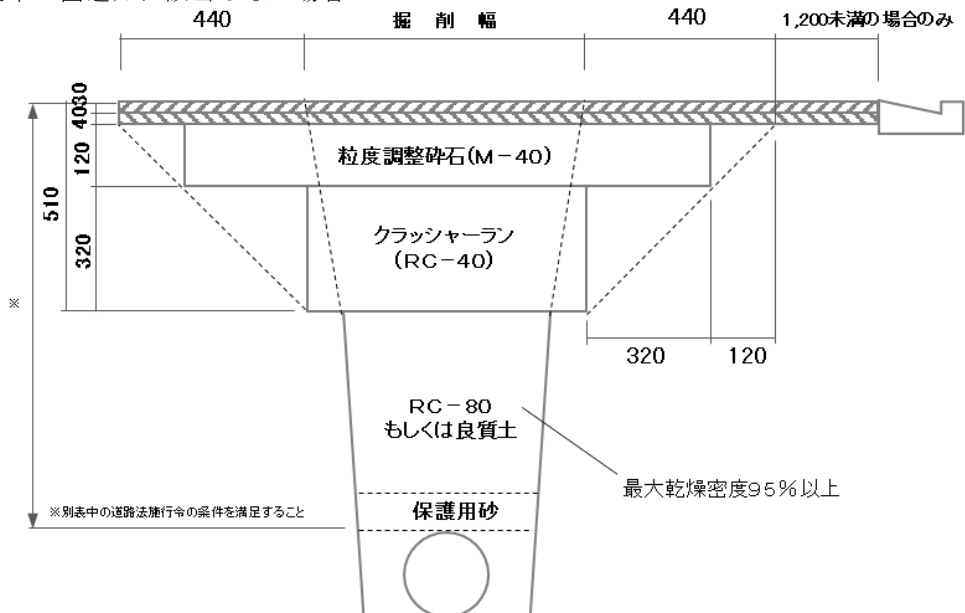
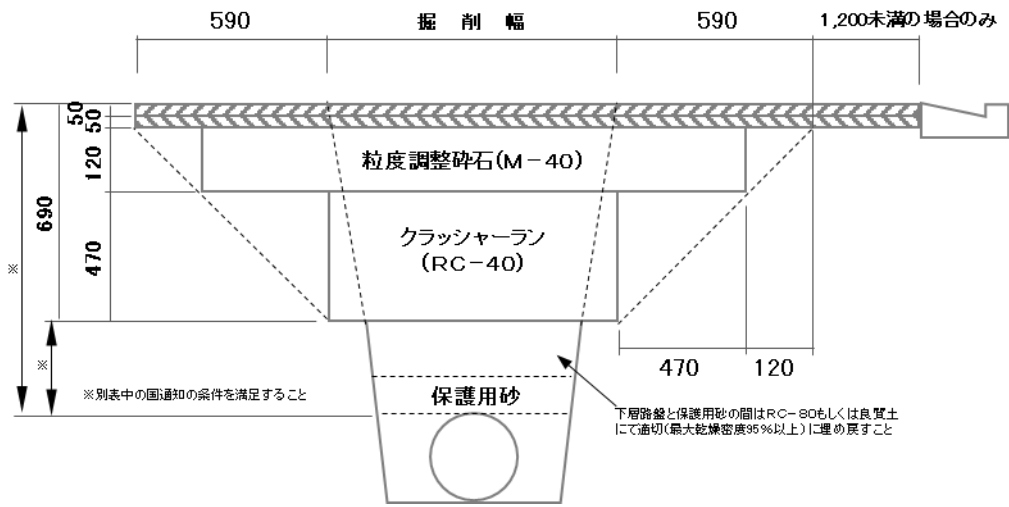


図6 舗装標準断面図（令和5年3月改正）

(2) 設計構造 [N5] (B)

CBR 4 交通量区分 N5交通 (旧B交通)			
名称	仕上厚	材名、規格、条件	密度
アスファルト表層工	5cm	密粒度As(20F改質Ⅱ型)	2,350kg/m ³
アスファルト基層工	5cm	再生粗粒度As(20)	2,350kg/m ³
上層路盤	12cm	粒度調整碎石(M-40)	2,100kg/m ³
下層路盤	47cm	RC-40	2,040kg/m ³
計	69cm		

1) 別表中の国通知に該当する場合



2) 別表中の国通知に該当しない場合

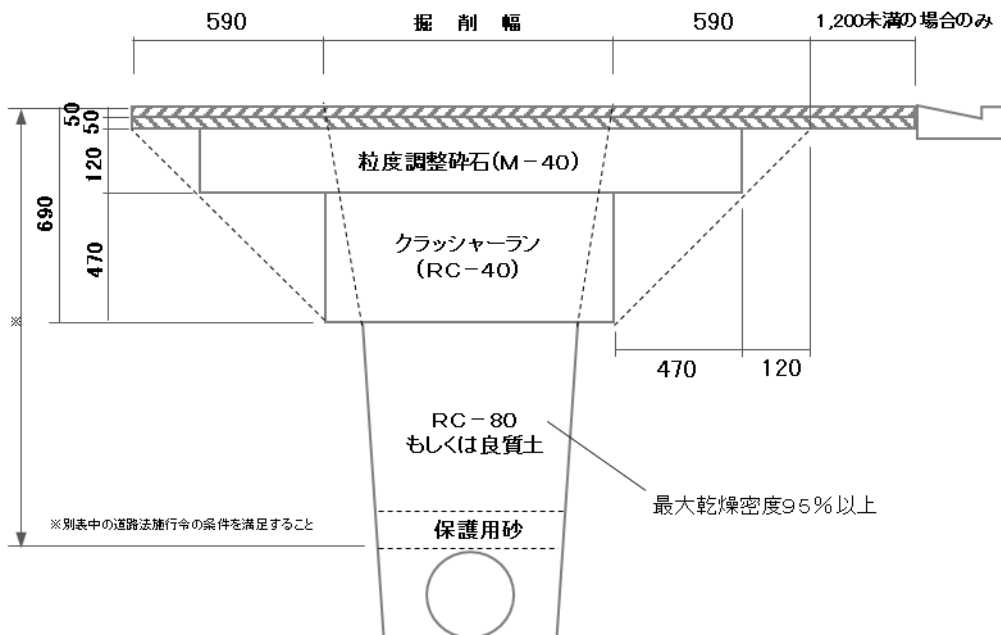
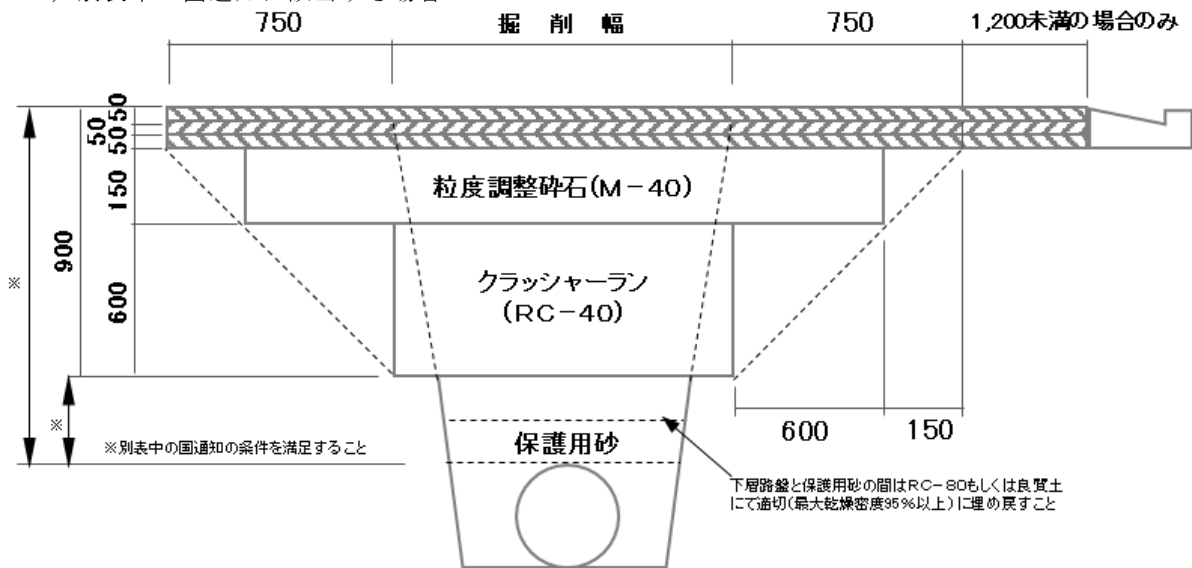


図7 舗装標準断面図（令和5年3月改正）

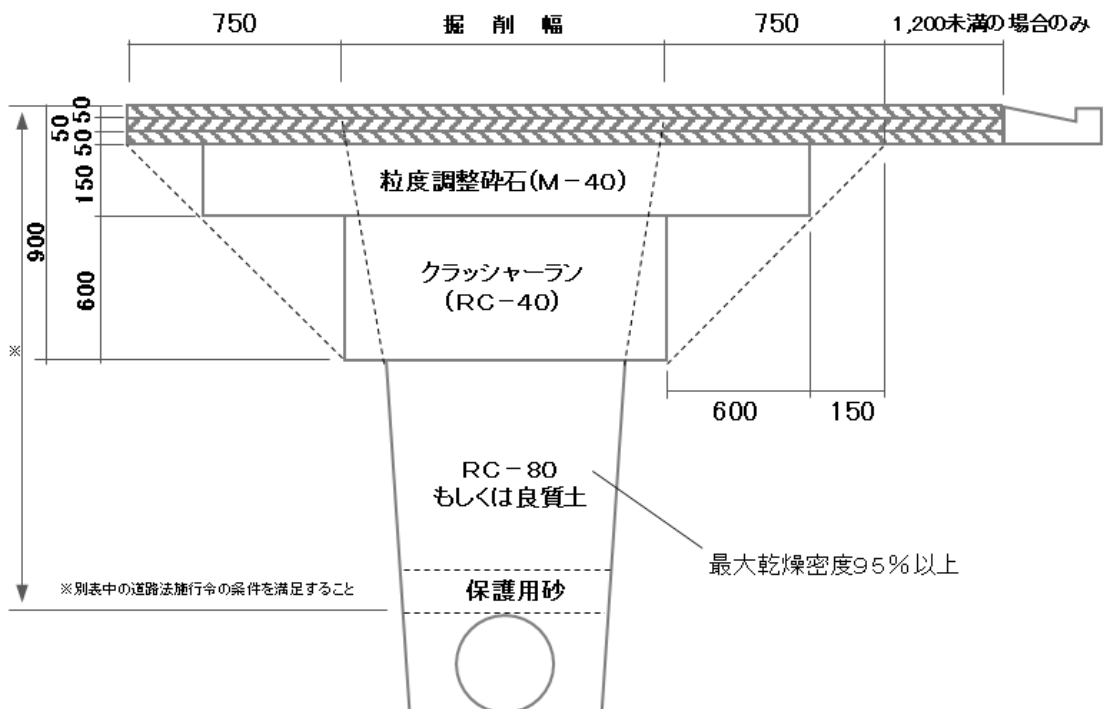
(3) 設計構造 [N6] (C)

CBR 4 交通量区分 N6交通（旧C交通）			
名称	仕上厚	材名、規格、条件	密度
アスファルト表層工	5cm	密粒度As(20F改質Ⅱ型)	2,350kg/m ³
アスファルト中間層工	5cm	再生密粒度As(20)	2,350kg/m ³
アスファルト基層工	5cm	再生粗粒度As(20)	2,350kg/m ³
上層路盤工	15cm	粒度調整碎石（M-40）	2,100kg/m ³
下層路盤工	60cm	RC-40	2,040kg/m ³
計	90cm		

1) 別表中の国通知に該当する場合



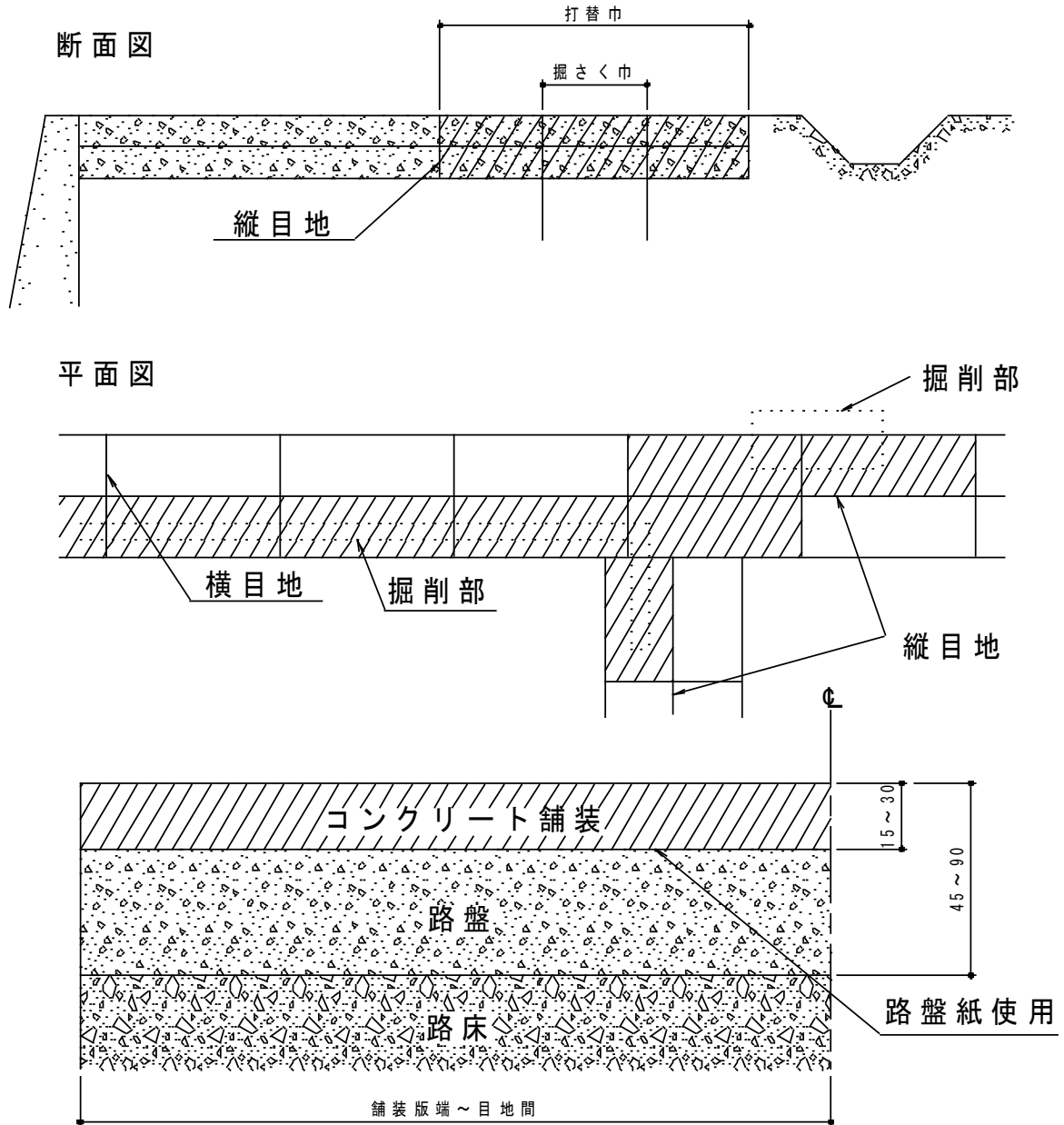
2) 別表中の国通知に該当しない場合



〔コンクリート舗装の復旧舗装構成〕

(3) コンクリート舗装の場合、原則としてコンクリート舗装にて復旧するものである（図8参照）が、現場を長期間にわたり通行止めをすることが困難なときは、アスファルト舗装とし、その際のTAは、現状のコンクリート舗装のTAと同等以上のものとする。

図8 舗装標準断面図



〔砂利道及び歩道舗装の復旧舗装構成〕

(4) 砂利道及び歩道の復旧については、以下のとおりとする。

- ・舗装未施工区間等に先行して埋設する場合、完成時においても別表に定める所定の埋設深を満足する事。
- ・As舗装の構成は、表層（細粒度As13）3cm、路盤（粒度調整碎石M-40）10cmとする事。
- ・歩道上に重交通が認められる場合（切下げ箇所）はN4交通(旧A交通)断面に準じて復旧する事。
- ・復旧幅員は路面上の掘削幅員に路盤厚の2倍相当の値を加えた幅とする事。

(5) 本復旧材料の品質及び施工基準は、山形県県土整備部「土木工事共通仕様書」によるものとする。

(6) 仮復旧工事後直ちに本復旧工事を完了し、できるだけ早い時期に機能回復を図ることとし、仮復旧時に入念な転圧を行わず自然転圧により締固めるといったような工法は認められない。ただし、入念な転圧を行ってもある程度の圧密沈下が生じる場合には、仮復旧後現場の沈下の状態を調査しながら本復旧の時期を決定する必要があること。

(7) 歩道部を500m以上占用する場合において、商店街や人家連担地区等の市街地で、道路管理上仮復旧や本復旧で掘り返しが認められない箇所については、仮復旧をせず、初めから本復旧による施工をする条件で自主復旧を認めることができる。なお、この場合にあっては、道路保全課と協議すること。

7 占有者は、工事完了後直ちに工事完了届を総合支庁建設部長に提出するものとする。総合支庁建設部長は工事完了届け受理後2週間以内に原則として現地において占有者立会のうえ検査を行い、工事完了確認書を占有者に送付するものとする。

第10 橋梁添架の基準

埋設管を橋梁に添架する場合の基準は、別添「橋梁添架の基準」のとおりとする。

第11 トンネル内の占用

トンネル及びスノーシェッド、ロックシェッド内の占用については、次によるものとする。

- 1 許可出来るものは、電気通信線・電力線等のケーブル類とし、水管・下水道管、ガス管、石油圧送管等の占用は認めないものとする。
- 2 既設のトンネルにおいては、インバートがある場合に限り歩道（管理道含む）下0.6m以深に埋設できるものとする。
- 3 新設のトンネルにおいては、インバートの有無にかかわらず、歩道（管理道含む）下0.6m以深に埋設することができるものとする。
- 4 車道下への埋設及び壁面空間への添架等は認めないものとする。

第12 試掘等

- 1 埋設管が埋設されていると認められる場所又はその附近（原則として埋設物の位置からおおむね水平距離2m又は垂直距離1.5m以内）において、占用に関する工事を実施しようとする際は、第9によるほか、あらかじめ試掘等により、当該占用物件を確認した後に工事を実施すること。ただし、マンホール等により埋設物の位置が明確にでき、かつ、埋設物等に影響を及ぼさない範囲内で工事を実施しようとする場合、人力をもって手掘りで掘削工事を行うような場合には、保安上支障がない場合として、試掘等を行わないことができる。
- 2 試掘を行った場合は写真（カラー）、埋設物の位置に示す図面、その他必要な書類（試掘年月日、場所、立会者名等記入）を提出させるものとする。

第13 保安措置

- 1 地下埋設工事等による事故を未然に防止するため、占用物件の管理者との協議に基づき占用物件の移設又は防護、工事の見回り又は立会その他保安上必要な措置を講じさせること。
- 2 前項にいう「占用物件の管理者との協議」は、「地下埋設工事等による道路の掘り返しの規則及び事故防止に関する対策要綱について」（昭和45年10月12日建設省道政発第91号）に基づいて設置されている地方連絡協議会又は保安部会、その他道路管理者と占用物件の管理者との間に設けられる現地協議等あらゆる協議の場において行うものとする。
- 3 工事の実施期間中であっても、事故を防止するため、必要があると認められるときは、既占用者及び新占用者並びに工事施工業者を召集し協議の上、双方の物件に対し必要な防護措置を講じさせること。
- 4 埋設管を敷設するために掘削した箇所は、当日中に埋設、埋戻し、仮復旧又は本復旧まで行わせるものとする。マンホール、立坑等のために試掘した箇所について当日中に埋戻し、仮復旧まで施工することができない場合は、覆工板等の措置を行わせ、安全な状態にするものとする。また、事故防止のため必要があると認められるときは、他の既設占用者の現地立会いを求め、具体的な施工方法の細部打合せを指導するものとする。
- 5 工事施工にあたっては、建設機械の運転手等直接工事に従事する者に埋設物名、形状位置、及び状態等を周知させ、事故防止に努めるよう指導するものとし、また、異常事態が発生した場合の応急措置、連絡先、電話番号等について知らせておくよう指導すること。
- 6 工事現場には、占用工事に関して技術的判断のできる者でかつ責任のある監督員等を常駐させること。なお、工事着手前に監督員等の氏名、連絡先、電話番号、その他必要と認められる事項を書面により提出させること。
- 7 埋設管の管理者に対して、定期的（1ヶ月に1回程度）に共同パトロールを実施す

るよう指導し、工事現場の交通安全施設及び事故防止の保安措置等を総点検させ、その状況及び講じた措置等について報告を行わせること。

第14 ガス等の漏えいの対応

- 1 埋設管の管理者に対して、水又はガスが漏えいした場合等異常事態が発生したときの連絡先等を広報等により地域住民に周知徹底を図るよう指導するものとする。
- 2 万一ガスの漏えい等が発生した場合においては、関係機関に通報連絡するとともに、付近の住民に火気の使用禁止に協力するように呼びかけるものとする。

第15 掘削により露出することとなるガス管の防護

ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管(高圧ガス取締法等の規定に基づいて設けられるものを除く。)がその管理者以外の者の掘削により露出した場合には、掘削した新規占有者(ガス管の管理者以外の者)が、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」(昭和45年通商産業省令第98号、別添関係法令一2参照)第77条第1号、第2号、第3号のハ及び第4号のロの例によりガス管を防護することとなっているので、このような場合には、速やかにガス管の管理者に連絡をとらせ、遅滞なく防護措置を講じさせるよう指導すること。

第16 ガス管の付近における火気の使用禁止

- 1 何人といえどもガス管の付近(引火、爆発等のおそれがあると思われる範囲をいう)において、保安上支障のない場合を除いて火気(火の使用のほか、溶接機、切断機、その他の火気を伴う機械器具の使用を含む)を使用してならない。もし、ガスの漏えい等が発生した場合は、関係機関に通報連絡するとともに付近の住民に火気の使用禁止に協力するよう呼びかけるものとする。
- 2 ガスが漏えいしていないことを確認し、かつガス管の管理者と協議(現場立会い等)して火気又はその熱による事故を防止するために必要な防護措置を講じた場合には、「保安上支障のない場合」として、火気を使用することができる。

第17 占用工事の責任期間

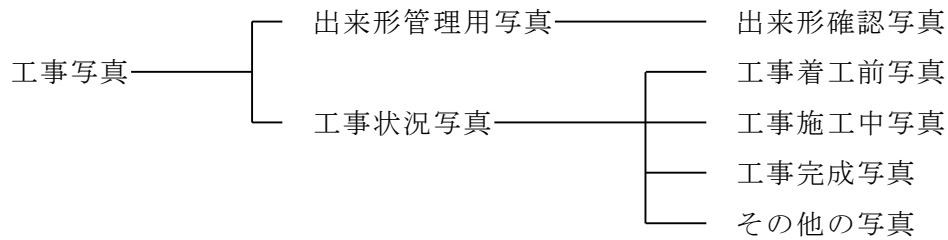
占用工事の責任期間は、完了検査終了の日から2年間とし、責任期間中に復旧箇所が破損した場合又は復旧工事に起因する影響が周囲の路面及び道路構造物にあらわれた場合には、道路占有者の負担において復旧を行わせるものとする。

第18 損害又は紛争の処理

占用工事及び占用物件に起因して、道路構造物に損傷を与えた場合又は第三者に損害を与えた場合若しくは第三者と紛争を生じた場合において、道路占有者の責任において解決するものとする。

第19 道路占用工事写真の撮影方法

1 工事写真の種類



2 工事写真の具備条件

次の各号に掲げる要件が盛り込まれていなければならない。写真だけで判明しがたい要件については、小黒板に記入して、同一画面に写し込むか、又これらの要件を写真説明して付記する等の方法を併用する。

- (1) 施工状態、埋設位置確認、埋設材料又は復旧断面厚等の数量の検査等の撮影目的を判明させる。
- (2) 道路占用者又は工事施行者を判明させる。
- (3) どこで、又はどこを写したかを明示する。
- (4) 施工順序、工程及び進捗状況等を明示する。
- (5) 撮影方法（夜間又は人工光源等の撮影技巧）を明示する。
- (6) 寸法確認、工事記録等の目的を表す。

3 撮影計画

工事実施工程の設定に合わせて、撮影計画も設定する。例えば、記録写真（工事状況写真等）については、工程計画に合わせて、撮影方針（担当者、撮影枚数、時期、方法、場所等）を定め、次に出来形管理写真については、共通仕様書又は特記仕様書に定める出来形管理の寸法測定点等を検討のうえ、各工種毎に計画を立て、その工種の進捗予定に適応した計画表を作成し、撮り落としのないようにすること。撮影したものは整理すること。

4 撮影の実施

撮影担当者と工事担当者が同一者でない場合は、工事着手前に十分協議のうえ、撮影計画表に基づいた撮影時期、方法、枚数を周知させ、常に進捗する工事工程と適合したところの撮影をできる措置を考慮する。撮影技術（露出、シャッター速度、絞り焦点、光源）に十分注意し、更に撮影不良による撮り直しは困難が予想されるので、2枚以上の撮影又は、2台のカメラで同時撮影等を考える。

5 写真の整理

写真は、撮影順に、漫然と貼り付けることなく工種、種別、細別又は名称毎に分類し、関連のある整理をすること。

(1) 写真の大きさ

原則としてL判サイズ程度とする。

(2) 工事写真帳

原則としてフリーアルバム四つ切りとする。工事写真帳の表紙又は中表紙には工事名、業者名又は所要事項を記入する。

(3) 貼り付けの順序

① 工事状況写真

- ア 工事着工前の写真
- イ 工事施工中の写真・・・・・・・・・・施工順に
- ウ 完成写真

② 出来形管理用写真

- ア 工種ごと測点ごとに（着工前の写真）
- イ 工事ごと測点ごとに施工中の写真
- ウ 工種ごと測点ごとに寸法確認写真
- エ 工事ごと測点ごとに完成埋め戻し後の写真

前記の写真は一連工事の撮影順序でなく、工種、種別、細別ごとの測点ごとに整理し貼り付ける。

③ 測定(撮影)点を明示した案内図を添付し、その測定点を写真左肩上に記載する。

6 提出

工事写真帳は、道路管理者の完成検査時の5日前までに、工事完成届書に添えて提出すること。

第20 台帳整理

1 総合支庁建設部長は埋設管の管理者に敷設されている管の寸法、構造、位置、深さ、敷設年月日、その他必要事項を記入した調書及び次に掲げる図面（以下「地下占用物件台帳」という。）を提出させ、台帳整理しておくものとする。

- (1) 位置図（50,000分の1）
- (2) 平面図（500分の1とし、道路台帳平面管理図でもよい。）
- (3) 縦断図
- (4) 横断図
- (5) 主要占用物件構造図
- (6) その他必要図面

2 総合支庁建設部長は、新規占用物件又は変更若しくは道路区域の変更、道路構造の変更等により必要を生じたときは、占曲者又は関係道路管理者に地下占用物件台帳を提出させるものとする。

別表 (管種毎の埋設条件) __電気事業・電気通信事業

用途	道路法施行令		国通知 (施行令よりも埋設深を浅くすることが可能なもの_H28.2.22付国道利第17号より) ※以下の種類・規格以外のものであっても同等以上の強度を有するものは、以下の管径を越えない範囲内において同様の許可を行う事が出来る。						
	占用場所	埋設深度		適用管種			埋設深度		備考
		車道	歩道	種別	規格	管径	車道	歩道	
電線 (電気事業・電気通信事業)	・車道以外への埋設を原則とする。 ・道路を横断して埋設する場合及び車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合、車道への占用を認める。 (第十一条の二、二イ参照)	管頂部と路面との距離が0.8mを超えること (第十一条の二、二ロ参照)	管頂部と路面との距離が0.6mを超えること (第十一条の二、二ロ参照)	鋼管	JIS G 3452	250mm以下	【条件A】 舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.1mを加えた値以下としない	電線頂部と路面の距離を0.1m以下としない	路床に埋設する場合
				強化プラスチック複合管	JIS A 5350	250mm以下			
				耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6471	300mm以下			
				硬質塩化ビニル管		130mm以下	【条件B】		
				コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上	φ125×9条以下	舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.3mを加えた値以下としない (当該値が0.6mに満たない場合は0.6m以下としない)	路面と管頂部の距離を0.5m以下としない	路床に埋設する場合
				合成樹脂製可とう電線管	JIS C 8411	28mm以下	【条件B】 舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.1mを加えた値以下としない。 舗装設計交通量が250台/日・方向未満の場合においては、下層路盤の上面より0.1m以下としない	電線頂部と路面の距離を0.1m以下としない	路盤又は路床に埋設する場合
				波付硬質ポリエチレン管	JIS C 3653 付属書1	30mm以下			
				電力ケーブル	600V CVQケーブル	より合わせ外径 64mm			
				通信ケーブル (光)	40SM-WB-N	12mm			
					ISM-IF-DROP-VC	2.0×5.3mm			
				通信ケーブル (メタル)	0.4mm50対CCP-JF	15.5mm			
					2対-地下用屋外線	5.5mm			
				通信ケーブル (同軸)	12AC	16mm			
5CM	8mm								

別表 (管種毎の埋設条件) __水道事業・ガス事業

用途	道路法施行令		国通知 (施行令よりも埋設深を浅くすることが可能なもの_H11. 3. 31付建設省道政発第32号、H16. 2. 17、R4. 9. 21事務連絡より) ※以下の種類・規格以外のものであっても同等以上の強度を有するものは、以下の管径を越えない範囲内において同様の許可を行う事が出来る。						
	占用場所	埋設深度		適用管種			埋設深度		備考
		車道	歩道	種別	規格	管径	車道	歩道	
水管 (水道事業)	・車道以外への埋設を原則とする。 ・道路を横断して埋設する場合及び車道以外に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合、車道への占用を認める。 (第十一条の三、二、イ参照)	管頂部と路面との距離が1.2m (工事上やむを得ない場合にあつては0.6m) を超えること (第十一条の三、二、ロ参照)	鋼管	JIS G 3443	300mm以下	舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.3mを加えた値以下としない (当該値が0.6mに満たない場合は0.6m以下としない)	・本線を設ける場合は、車道と同じ。 ・本線以外を歩道に設ける場合は、管頂部と路面との距離は0.5m以下としない		
			ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm以下				
			硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	300mm以下				
			水道勾配用 ^ポ リフェン管	引張降伏強度 204kgf/cm ² 以上	200mm以下で外径/厚さ=11のもの				
			水道配水用 ^ポ リフェン管	PE100	300mm以下で外径/厚さ=11のもの				
			水道給水用 ^ポ リフェン管						
ガス管 (ガス事業)			鋼管	JIS G 3452	300mm以下				
			ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm以下				
			ポ ^リ フェン管	JIS K 6774	300mm以下				

別表 (管種毎の埋設条件) __下水道事業

用途	道路法施行令		国通知 (施行令よりも埋設深を浅くすることが可能なもの_H11.3.31付建設省道政発第32号、H16.2.17、R4.9.21事務連絡より) ※以下の種類・規格以外のものであっても同等以上の強度を有するものは、以下の管径を越えない範囲内において同様の許可を行う事が出来る。						
	占用場所	埋設深度		適用管種			埋設深度		備考
		車道	歩道	種別	規格	管径	車道	歩道	
下水道管 (下水道事業)	・車道以外への埋設を原則とする。 ・道路を横断して埋設する場合及び車道以外に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められる場合、車道への占用を認める。 (第十一条の四.2 参照)	管頂部と路面との距離が3.0m (工事上やむを得ない場合にあつては1.0m) を超えること (第十一条の四 参照)	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm以下	本線を設ける場合は、舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.3mを加えた値以下としない (当該値が1.0mに満たない場合は1.0m以下としない) ・本線以外を設ける場合は、舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.3mを加えた値以下としない (当該値が0.6mに満たない場合は0.6m以下としない)	本線を設ける場合は、舗装厚 (路面から路盤の最下面まで) に0.3mを加えた値以下としない (当該値が1.0mに満たない場合は1.0m以下としない) ・本線以外を設ける場合は、管頂部と路面との距離は0.5m以下としない	R4事務連絡で追加	
			ヒューム管	JIS A 5303	300mm以下				
			強化プラスチック複合管	JIS A 5350	300mm以下				
			硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	300mm以下				
			陶管	JIS R 1201	300mm以下				
			一般用ポリエチレン管	JIS K 6761	300mm以下				
外圧1種ヒューム管					管頂部と路面との距離は1.0m以下としない				

(別添) 橋梁添架の基準

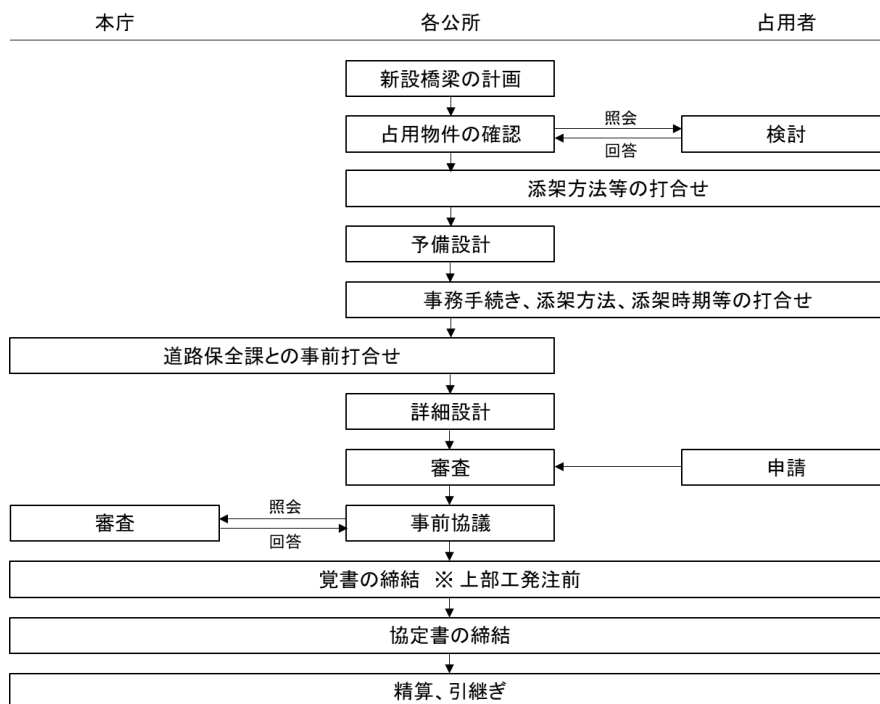
I 一般事項

- 1 添架位置は、添架後の維持管理を考慮し、保守点検及び橋梁補修等の支障とならないよう十分検討すること。
- 2 添架構造は、吊り下げ構造ではなく、占用物件を添架部材の上に設置する構造とし、原則として主部材への直接添架は行わないこと。また、可能な限りコンパクトにまとめる構造とすること。
- 3 橋側歩道橋（側道橋）、既設橋梁及び木橋への占用物件への添架は原則として認めない。
- 4 橋梁への添架にあたっては橋梁の平面図、側面図、断面図及び詳細図を添付し、占用物件各部材の各寸法、その地点のH、W、L及び堤防天端高等必ず明示すること。また、他の占用物件がある場合も、位置、重量等を明示すること。
- 5 橋梁本体及び占用物件の構造計算書を添付すること。
- 6 本基準によりがたい場合は、その事由を明らかにし、道路保全課と事前協議を行うこと。

II 新設橋梁に添架する場合

- 1 調整計画の時期（図1参照）

図1 橋梁添架の場合の事務の流れ



(1) 新設橋梁の計画がある場合には、橋梁の設計、施工及びその他の事務手続きを円

滑に進めるため、占用物件について事前に調査を行うこと。通常占用を行なうであろうと予想される公益事業者等に対し、橋梁計画を提示し、占用意志、占用規模等の確認を行うこと。

- (2) 占用物件の添架計画がある場合は、橋梁の詳細（実施）設計を行う前に、道路保全課と事前協議すること。

※ 実際に占用物件を添架する時点では、既に下部工の箱抜きや上部工の製作等が完了しており、添架工法の変更が不可能である場合が多いので注意を要する。

- (3) 占用物件を橋梁に添架させる場合は、後日添架方法、添架時期等が問題とならないよう橋梁添架計画を十分検討すること。

2 占用物件の位置

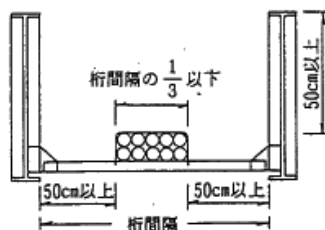
橋梁添架を認める場合、最も問題となるのはその添架位置であるので、添架位置に関しては添架後の本橋及び占用物件の維持管理を考慮し、支障とならないよう次の各号に掲げる事項について十分留意すること。

- (1) 主部材等への直接添架は原則として認めない。
- (2) 占用物件は、桁下以下に添架してはならない。
- (3) 添架位置は、各部材に与える影響が最小の位置を選定し、偏心荷重にならないようにすること。
- (4) 占用物件は、添架部材の上に設置し、形状、重量の大きいものを下側に、形状、重量の小さいものを上側に設置することを原則とする。
- (5) 床板及び高欄には、占用物件を設置する構造物を取り付けないこと。
- (6) 設計時点で占用物件を考慮にいれ、管理に支障のないよう保守点検のスペースを必ず確保すること。（占用物件はできるだけコンパクトにまとめ、管理しやすいようにすること。）
- (7) 管理スペース

(a) 中央に添架する場合（図2参照）

占用物件の占用幅は、おおむね桁間（主桁下フランジで挟まれる純間隔とする）の $\frac{1}{3}$ 以内に留めること。また、橋梁管理（床版、部材）のための桁間隔の $\frac{2}{3}$ 以上のスペースを確保すること。ただし、作業スペースとして両側に50cm以上確保すること。

図2 中央に添架する場合

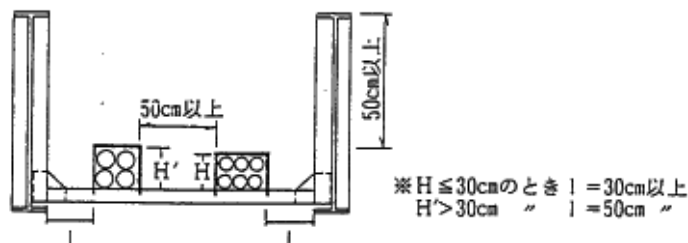


- ※ ① 橋梁の管理（床版、部材）のため、桁間隔の $\frac{2}{3}$ 以上のスペースを確保する。
② 塗装するために必要なスペースを両側に50cm以上確保する。

(b) 分離して添架する場合（図3参照）

占有物件の占有幅は、全体幅で桁間隔の1/3以内とし、管理スペースを $H \leq 30\text{cm}$ の時 $L = 30\text{cm}$ 以上、 $H > 30\text{cm}$ の時 $L = 50\text{cm}$ 以上確保すること。

図3 分離して添架する場合



(c) 床版下端から占有物件上端までのスペースは50cm以上確保すること。

(8) 占有物件によって美観が損われないよう考慮し、美観上障害にならないようにすること。

3 添架構造

(1) 占有物件は、添架部材の上側に設置すること。

(2) 添架用専用スティフナーを設けることを原則とし、上フランジまで設置すること。

(3) スティフナーとガセットプレートの接合はすみ肉溶接とし、ガセットプレートと添架部材の接合はボルトで接合すること。

(4) 横桁には銅版横桁及びコンクリート横桁を問わず穴をあけないのを原則とし、やむを得ず穴をあける場合は、本橋設計時に部材欠損による応力の変化等を勘案し桁断面、桁の補強を行うこと。なお、この場合、横桁欠損断面と占有物件の間には、地震等による側方及び鉛直余裕を考慮すること。

(5) ガセットと垂直補鋼材は偏心を少なくするため、図5のようにすること。

図4 添架構造標準図

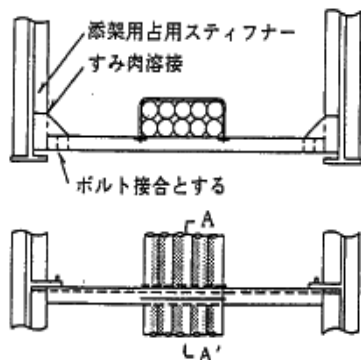
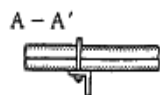


図5 ガセットと垂直補強材



4 橋側歩道橋への添架

橋側歩道橋は本橋より遅れて建設するので、河川管理上本橋の支間割の影響を受け、支間が大きくなるために占用物件を添架することは活荷重が同じでも上部工あるいは下部工に与える影響が大きく、また、一般に幅員が狭いことから占用物件を添架した場合、管理スペースが確保できない場合が多いので、橋側歩道橋には占用物件の添架をしないことを原則とする。

5 美観

橋梁は機能美を備えており、占用物件を添架することによって、その美しさを欠くことのないように注意すること。また、やむを得ず占用物件が外部から見える構造となる場合には、配色に十分留意すること。

6 下部工

下部工（橋台）の占用物件の設置位置の決定にあたっては、次の各号に掲げる事項について十分留意すること。

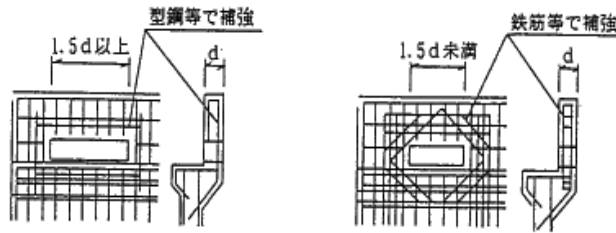
- (1) 下部工の占用物件の設置位置の決定にあたっては、上部工添架位置等を勘案し決定するものとし、協議等の遅れにより下部工工事が先行したために、上部工添架位置が未決定のままパラペット等に穴をあけておき、それを既成事実として添架位置を決定したり、下部工完成後に削孔するといったことのないようにすること。
- (2) パラペットは、通常輪荷重の衝撃や、橋台背面の輪荷重及び土圧が作用するとともに、橋台全面すべり出しや、地震時の傾斜、桁の移動等によって不測の外圧が作用することがあるので、占用物件の箱抜により、これらの耐力が低下しないように十分補強すること。
- (3) パラペットの主鉄筋は切断しないことを原則とし、やむを得ず切断する場合は最小限の切断にとどめ、鉄筋等で補強すること（箱抜幅が $1.5d$ 以上の場合には型鋼等で補強するものとし、 $1.5d$ 未満の場合は鉄筋等で補強することを原則とする）。この場合、断面強度が切断以前に比べて同等かそれ以上となるようにすること。（図6参照）
- (4) 橋台胸壁部を占用物件が貫通する場合は、必ず鞘管を入れること。
- (5) 貫通部に鋼板のBOXを埋めて、BOX内部に詰めたモルタル中に占用物件を通すような場合には、必ずモルタルの中に鞘管を入れること。また、この場合のBOXの外側面にはパラペット鉄筋と同径の数本の鉄筋等を溶接し、パラペット鉄筋を十分な長さ（鉄筋径 $\times 31.7$ 以上）の重ね継手又は溶接で連結すること。また、パラペット鉄筋を切断した場合には、必ずその鉄筋をBOXの鉄筋と連結すること。
- (6) 橋台背後の道路部分において路面と占用物件の上面が 1.2m 以上の間隔がとれない場合は、間隔が 1.2m 以上になる地点までコンクリート防護工を設け、その下に栗石基礎を敷くこと。なお、防護工はコンクリートのかぶりが 10cm 以上になるようにすること。また、防護工は橋台胸壁とは絶縁させること。
- (7) 温度変化等による占用物件の伸縮は、橋梁上部工と無関係に収縮できる構造とする

こと。

7 その他

- (1) 添架工事は橋梁工事と同時に施工すること。
- (2) 将来の添架増設を考慮して計画すること。
- (3) 上部工添架において、占用物件が1 mあたり50kgを超える場合（2以上の占用物件の重量の合計が50kg以上の場合を含む。）には、占用者は負担金を支払わなければならない。

図6 主鉄筋の補強



計算例

切断されるⒺ鉄筋の断面積

$$A_s = D19 - 9本 = 25.785\text{cm}^2$$

補強鉄筋Ⓔの有効断面積 (D19 - 8本)

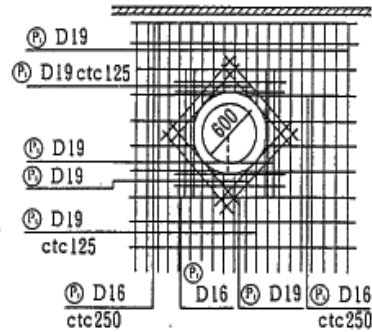
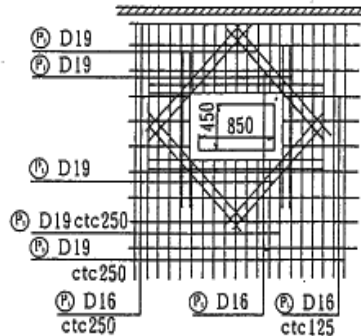
$$A_{s1} = A_{s1} \cdot \cos \theta = 22.920 \times \cos 45^\circ = 16.207\text{cm}^2$$

補強鉄筋Ⓔの断面積 (D19 - 4本)

$$A_{s2} = 11.460\text{cm}^2$$

$$\cdot A_s = 25.785\text{cm}^2 < A_{s1} = A_{s1} + A_{s2}$$

$$= 27.667\text{cm}^2$$



III 既設材

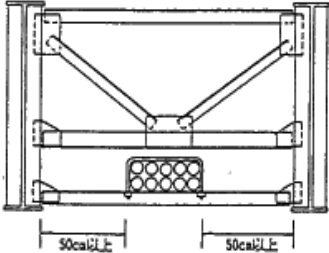
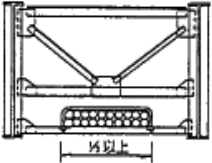
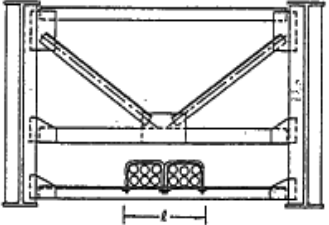
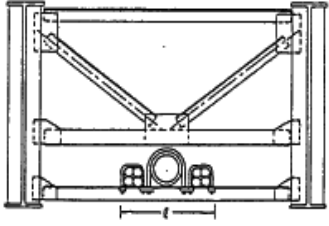
既設橋梁への占用物件の橋梁は、上部工の応力チェックができない場合が多く、また、下部工においても既設構造物の一部を取り壊す必要が出てくることから、原則として認めない。ただし、工事实施上やむを得ず添架を認める場合には、次の各号に掲げる事項に留意すること。

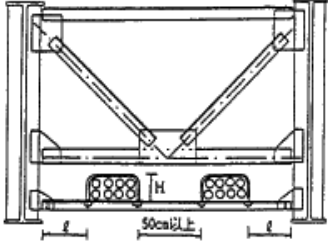
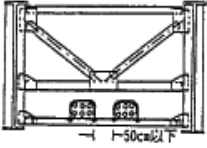
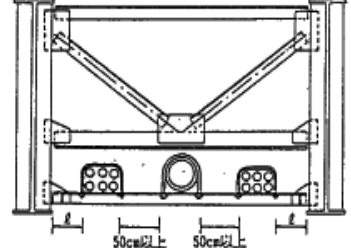
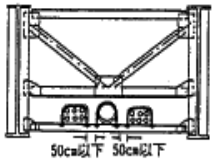
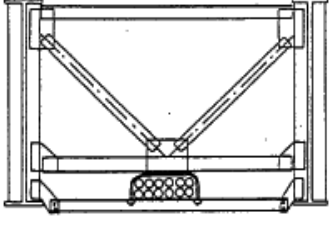
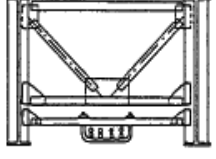
- 1 応力計算書を添付させ、添架した場合の応力の変化を解明し安全性を確認すること。
なお、添架した場合の応力の変化等が解明できない場合及び添架重量が1 mあたり50kg以上の場合は添架を認めないこと。
- 2 占用物件は下部工上に設置し、上部工には原則として添架させないこと。

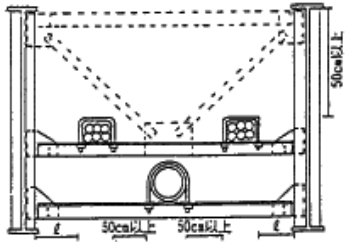
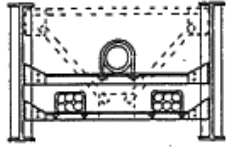
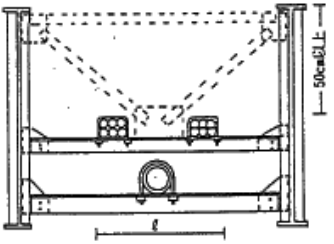
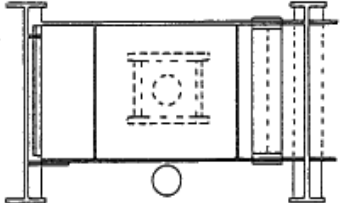
- 3 上部工に添架する場合には、既設上部工に溶接や削孔を行うことは認められないので、挟み込む等既設上部工に損傷を与えない構造とすること。また、占用物件は、下部工上に設置し上部工には原則として添架させないこと
- 4 橋台、橋脚の切損は既存鉄筋の切断を伴ううえ、その補強がむずかしいことから可能な限り避けること。
- 5 コンクリート系、鋼系等の各種の橋梁があり一律に取扱うことはできないが、1～4のほか一般的に次の事項を遵守すること。
 - (1) 設計計算に関する資料が整理されていて、添架することによる既設部材の影響が解明できること。
 - (2) 主桁に影響がないこと。
 - (3) 占用物件が偏荷重にならないこと。
 - (4) 保守点検等のスペースを必ずとること。

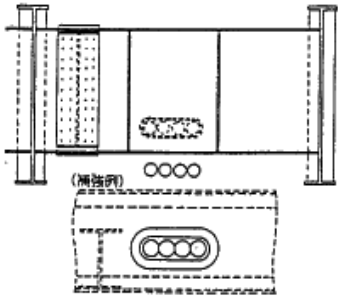
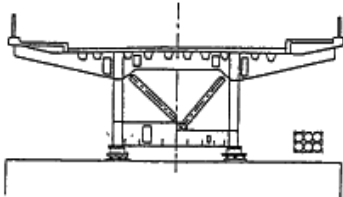
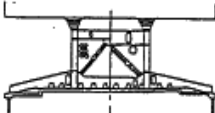
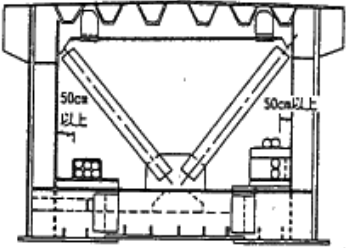
- (5) 美観上障害とならないこと。
- (6) その他、取扱いは新設橋への添架に準ずること。

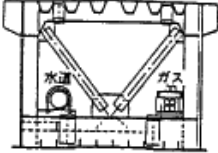
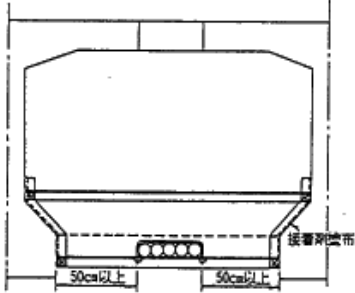
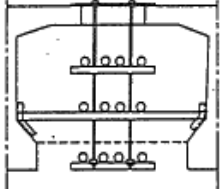
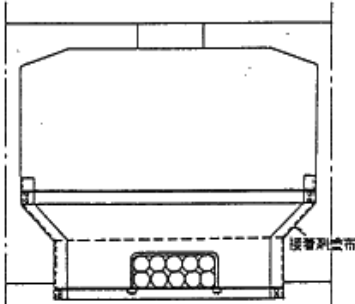
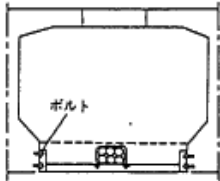
IV 橋梁添架参考例

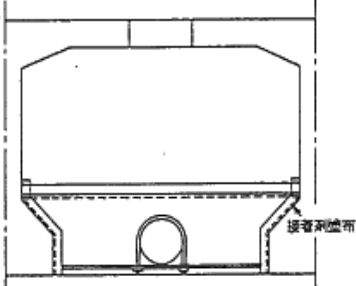
	添架タイプ参考例	添架留意点及び悪い点
<p>鋼板桁</p>	<p>(図-1) スペースに余裕があり中央部に添架する場合</p> 	<p>占有物を添架する場合は両側に塗装作業スペースを50cm以上とり桁間隔の$\frac{1}{2}$以上の管理スペースを確保すること。(占有物添架幅は桁間隔の$\frac{1}{2}$以内とする。) $\frac{1}{2}$以上の場合は認められない。 (不許可例)</p>  <p>※管理スペースが確保されていない。</p>
	<p>(図-1-2)</p> 	<p>◦ 占有物条数が多い場合はコンパクトにまとめるものとする。 ただし、lは桁間隔の$\frac{1}{2}$以内とすること。</p>
	<p>(図-1-3)</p> 	<p>◦ 同 上</p>

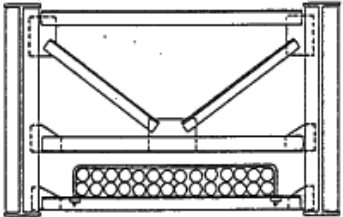
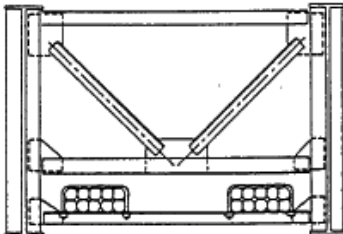
	添架タイプ参考例	添架留意点及び悪い点
	<p>(図-2) 占有物を分けて添架する場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 占有物を分けて添架する場合は50cm以上はなしで添架するものとし、全体で桁間隔の3/4以上のスペースを確保すること。 管理スペースは$H \leq 30\text{cm}$のとき$l = 30\text{cm}$以上、$H > 30\text{cm}$のとき$l = 50\text{cm}$以上確保する。 <p>(不許可例)</p> 
	<p>(図-2-2)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 <p>(不許可例)</p>  <p>分けて添架する場合50cm以下では認められない。</p>
	<p>(図-3) スペースに余裕がなくやむを得ない場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> スペースに余裕がなくやむを得ない場合は畜高のスペースを利用し、添架部材を下側に曲げることによって添架可。(この場合桁下余裕高を考慮すること。) <p>(不許可例)</p>  <p>※添架部材の下側に占有物が添架されているので認められない。</p>

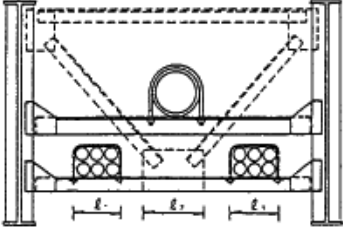
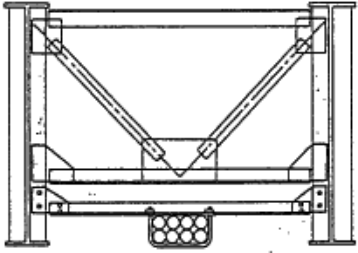
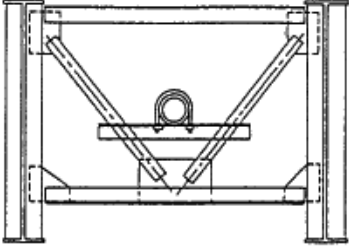
	添架タイプ参考例	添架留意点及び悪い点
	<p>(図-3-2)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ スペースに余裕がなくやむを得ない場合は2段添架 ◦ 2段に添架する場合は添架重量の重いもの、形状の大きいものを下側に添架すること。 ◦ 床板から占用物天端までの距離は50cm以上確保する。 ◦ 管理スペースは必ず確保すること。 <p>(不許可例)</p> 
	<p>(図-3-2) …… その2</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ℓは桁間の1/2以内とし、両側に管理スペースを十分確保すること。
	<p>(図-4) 分配横桁がある場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 横桁には穴をあけないのを原則とし、分配横桁に穴をあける場合は本橋設計時に添架物を考慮した応力の検討を行い、桁断面、桁の補強等を決定する。 <p>なお、横桁部材と占用物の間には地震等による側方及び鉛直余裕を確保すること。</p>

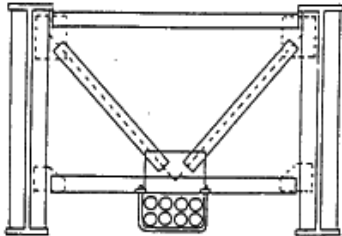
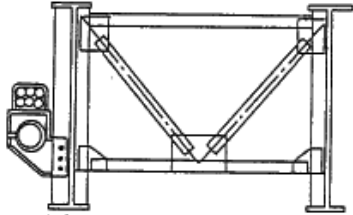
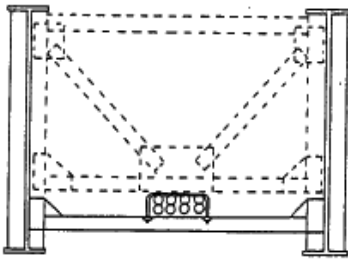
	添架タイプ参考例	添架留意点及び悪い点
	<p>(図-4-2)</p> 	<p>・前項</p>
<p>箱桁</p>	<p>(図-5) 箱桁の場合</p> 	<p>・箱桁の場合はメタル桁、コンクリート桁を問わず橋台、橋脚等を利用して単独構にするのを原則とし、美観上支障とならないよう配慮すること。</p> <p>(不許可例)</p>  <p>※水道、ガス管等の添架は認められない。</p>
	<p>(図-6) やむを得ず BOX 内部に添架する場合</p> 	<p>・同上</p> <p>・箱桁内部には占用物を添架させないのを原則とするが、やむを得ない場合は、ガス、水道管を除き、BOX 内部に添架可。(ガス、水道管の占用物を BOX 内部に添架することは水漏れ、ガス漏れ等により重大な事故につながるため認められない。)</p> <p>※この場合、道路維持課と協議すること</p>

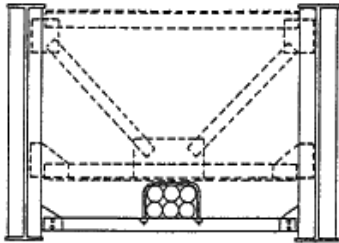
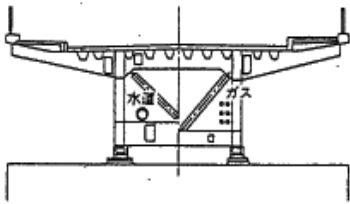
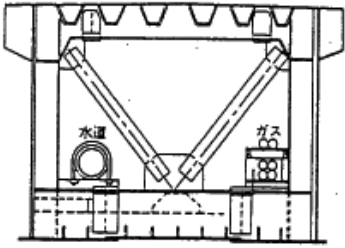
	添架タイプ参考例	添架留意点及び悪い点
		<p>〔不許可例〕</p>  <p>※水道、ガスは不可。</p>
<p>コンクリート桁</p>	<p>(図-7) 横桁下部に余裕のある場合</p> 	<p>・地震及び横方向支持材破損等による添架部材の落下防止のために接着剤を塗布すること。</p> <p>〔不許可例〕</p>  <p>※床板及び桁破損防止のため床板及び桁から添架しないこと。</p>
	<p>(図-8) 横桁下部に余裕のない場合</p> 	<p>・同上</p> <p>・横桁下部に添架スペースがない場合は桁下余裕高を考慮し、支障のないところまで添架部材を下げて設置すること。</p> <p>〔不許可例〕</p>  <p>※コンクリート桁にボルト等で添架部材を固定することは地震等の外力により桁破損の原因となるので認められない。</p>

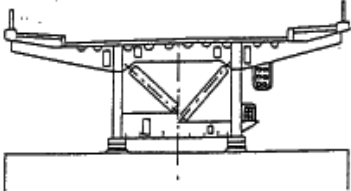
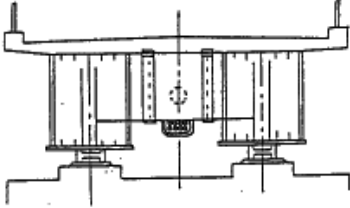
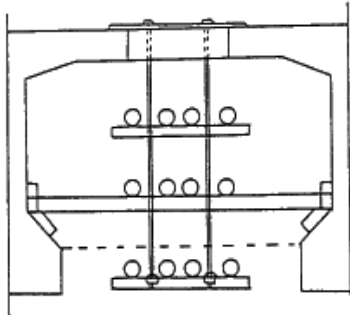
	添架タイプ参考例	添架留意点及び悪い点
	<p>(図-9) スペースに余裕がなくやむを得ない場合。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 同 上 ◦ 横桁下部に添架スペースがない場合は横桁には穴をあけなくて添架スペースが確保出来るよう横桁の下端に上げた構造とする。

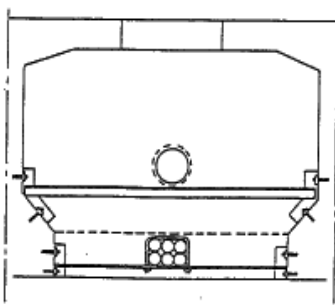
	許可できない例	摘 要
<p>鋼板桁</p>	<p>(図-1)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 添架する場合は管理スペースを十分確保すること。 桁間隔の 1/2 以上の添架は認められない。 ◦ 両側に塗装作業スペースを50cm以上確保すること。
	<p>(図-2)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 分けて添架する場合は両側に管理スペース $H \leq 30\text{cm}$ のとき $l = 30\text{cm}$ 以上 $H > 30\text{cm}$ のとき $l = 50\text{cm}$ 以上 又、占用物間は50cm以上はなすこと。 ◦ 桁間隔の 1/2 以上の添架は認められない。

	許可できない例	摘 要
	<p>(図-3)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 2段に添架する場合は添架重量の重いもの、形状の大きいものを下段に添架すること。 又、下段からみて添架占有幅が桁間隔の1/2をこえないこと。 ($l_1 + l_2 + l_3$が桁間隔の1/2以内とする。)
	<p>(図-4)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 添架部材の老朽化及び地震等による占用物落下防止のため占用物は添架部材の上側に添架すること。 下側に添架するのは認められない。
	<p>(図-5)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 主部材及び2次部等への直接添架は管理上支障があるので認められない。

	許可できない例	備 考
	<p>(図-6)</p> 	<p>・同 上</p>
	<p>(図-7)</p> 	<p>・橋の外に添架するのは、橋の美観上及び応力的に好ましくない。又、管理上支障があるので認められない。</p>
	<p>(図-8)</p> 	<p>・添架占用スティフナーを設ける場合は、主桁への偏応力を防ぐため上フランジまで設置すること。 (部分的なスティフナーの設置は認められない。)</p>

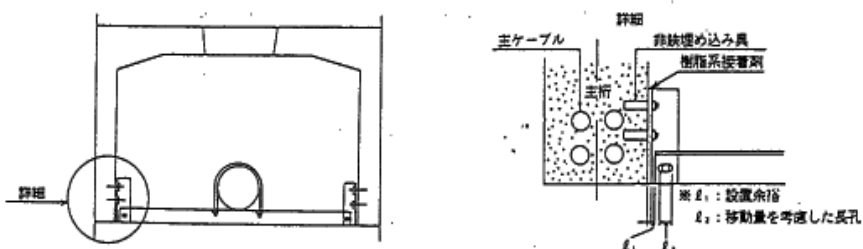
	許可できない例	摘 要
	<p>(図-9)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ スティフナーとカセットプレートの接合はすみ肉溶接とする。
	<p>(図-10)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 箱桁内部に占用物を添架することは管理上支障があるため、単独橋にするのを原則とする。やむを得ずBOX内部に占用させる場合は、ガス、水道を除くこと。 ◦ 歩道内部には占用させない。
	<p>(図-11)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ガス、水道等の占用物をBOX内部に占用させた場合、ガス漏れ、水漏れ等による事故発生の恐れがあるので、ガス、水道のBOX内部占用は認められない。

	許可できない例	摘 要
	<p>(図-12)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦桁の外側及びブラケット等からの添架は応力上及び美観上好ましくないのでさけること。
<p>コンクリート 桁</p>	<p>(図-13)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦主部材等への直接添架は認められない。
	<p>(図-14)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◦床版等から占用物を添架することは床版破損の原因となるので認められない。又、横桁には穴をあけないのを原則とする。

	許可できない例	摘 要
	<p>(図-15)</p> 	<p>・コンクリート桁の場合、ボルト等で添架部材を固定することは地震等の外力により桁破損の原因となるので認められない。</p>

PCT 桁への添架方法について

PC単純T桁橋標準設計の改定では、施工の合理化、品質あるいは持久力性の向上といった観点から主げた断面の改良を加えている。このため、この種の橋梁に添架物を設置する場合は、従来の横支え方式を採用できないので、下図に示すように、接着した鋼板と、その剥離対策としてのウェブ側面に予め埋め込んだ非鉄材料インサートを用いて必要な金具を取り付ける構造が望ましい。



3 道路地下占用物件の取扱いの運用について

平成11年7月1日道維第162号
土木部道路維持課長通知
(最終改正)

令和5年3月15日道保第371号

「道路地下占用物件の取扱いについて」（平成11年7月1日付け道維第161号土木部長通知）の運用について、下記のとおり定めたので通知します。

なお、今回の改正は、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さについて」（平成11年3月31日付け建設省道政発第32号の2及び建設省国道発第5号の2建設省道路局路政課長、国道課長連名通達）及び「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に係る取り扱いについて」（平成28年2月22日付け国道利第18号、国道保第27号、国道交安第64号国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長及び環境安全課長連名通達）、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」の一部改正について」（平成28年2月23日付け国道利第19号、国道保第28号国土交通省道路局路政課長及び国道・防災課長連名通達）、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設深さ等について」（令和4年9月21日国土交通省道路局路政課道路利用調整室企画専門官、国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐事務連絡）に基づき技術的検討において対象とされた管種について規定の管径を超えない範囲において、地下占用物件の埋設の深さの見直しを行い、併せて占用可能な管種の見直しを行なったものである。

なお、近年の技術開発により、管の材質強度や継ぎ手の耐久性が向上し、埋設深さの浅埋化による工事の効率化、工期短縮化を図ることが可能となったことにより、渋滞の原因となる路上工事の縮小に寄与するものと期待されることから、今後の事務処理に当たっては趣旨をご理解のうえ取扱い願います。

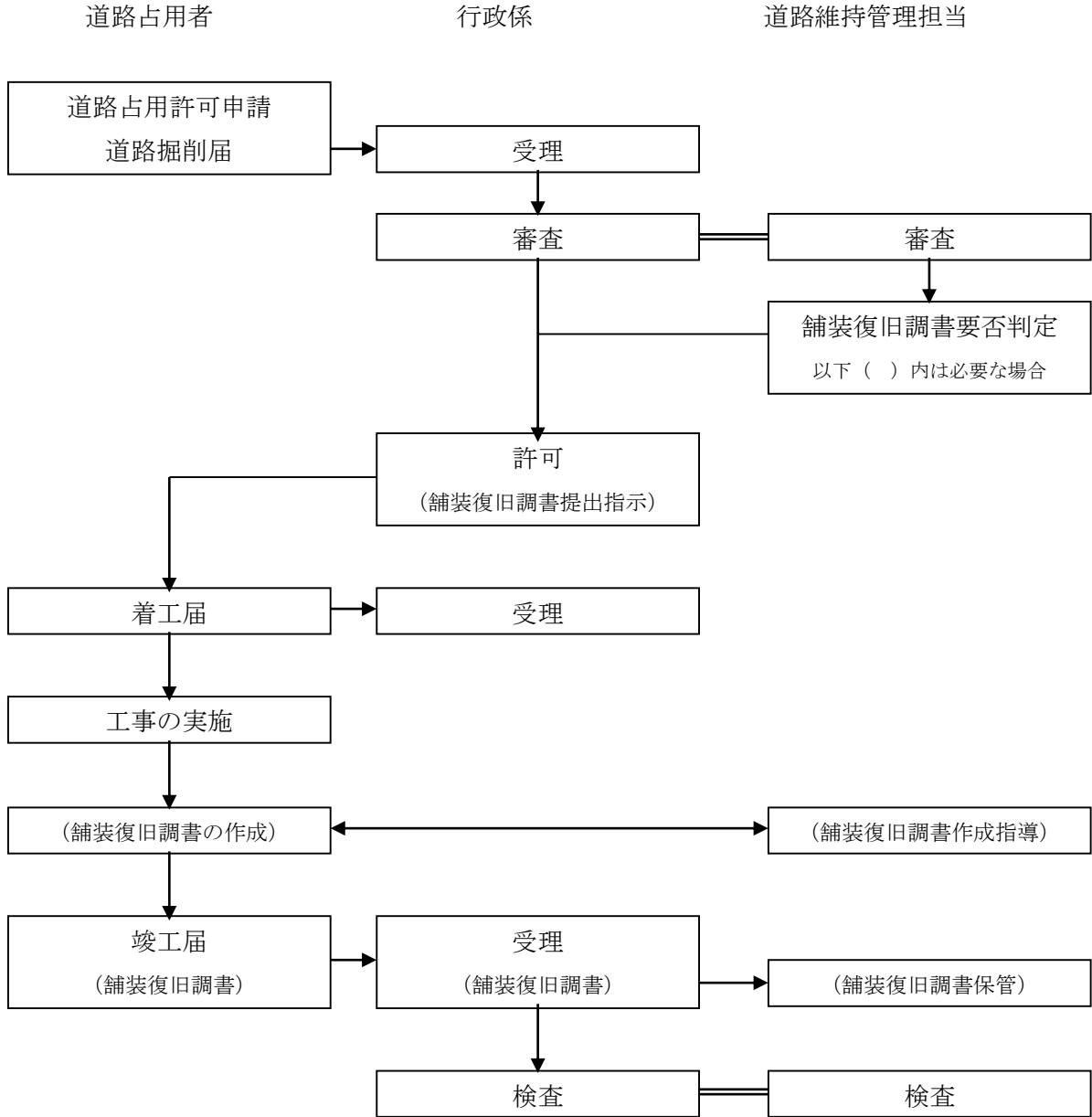
記

- 1 第4「埋設場所等」1のただし書き中、特別な事由がある場合とは、車道以外に他に適当な場所がなく、又は他の場所を迂回して敷設することができず、かつ公益上やむを得ない場合で次に掲げる場合をいうものとする。
 - (1) 歩道下に敷設されている既存構造物が輻輳している場合
 - (2) 歩道部に歩道橋等の構造物があり、歩道下に敷設することが不可能な場合
 - (3) 用水路等と歩道部が兼用構造物となっており、敷設することが不可能な場合
 - (4) 災害の発生等により、一時的に車道部に敷設する必要性が生じた場合
- 2 第5「埋設管の構造」4の防護措置を行わせる場合とは、土圧・自動車荷重・埋設管の性能等をもとに算出した「応力計算書」を占用事業者に提出させるなどして、必要性の有無を判断するものとする。

- 3 「別表に掲げるものと同等以上の強度を有するもの」とは、埋設を行なおうとするものから疎明資料を提出させる等して、各道路管理者において判断するものとし、その場合、事業者団体により策定された基準は、同種のものに係る日本工業規格（J I S）等の要件を満たしたものとし「品質」、「機械的性質」、「性能」等について判断するものとする。
- 4 別表における歩道とは、舗装の維持修繕が十分に行なわれており、歩道の舗装面に作用した荷重が直接埋設管路に及ばない一定以上の強度を有するものをいう。
- 5 適用月日以前に申請が出されているもので未施工のものについては、設計書、仕様書、工事計画書等の変更を提出すれば、適用できるものとする。
- 6 第20「台帳整理」1のその他必要事項を記入した調書には、別紙1の調書を含むものとする。ただし、1車線以上の幅員で連続した50m以上の延長の舗装工事を施工した場合に限る。

参考

道路地下占用物件（舗装復旧調書）の事務の流れ



提出枚数 /

別紙 1

舗装復旧調書

基本項目	①	届出者（申請者）			
	②	届出年月日（占用、掘削他）	年 月 日		
	③	許可日・許可番号（占用）	年 月 日 指令 第 号		
	④	届出目的			
	⑤	届出路線名			
	⑥	届出位置			
	⑦	舗装工事完了月	年 月		
	⑧	舗装工事施工業者名 (基本的に表層担当者名を記入)			
舗装規模	①	舗装復旧範囲（イ）	1. 片側一車線 2. 片側二車線 3. 全線 (上記該当番号に○)		
	②	舗装復旧範囲（ロ）	1. 上り 2. 下り <small>（上記2の場合に記入、その際道路台帳の起点に向かう車線を上り、終点に向かう車線を下りとして選ぶ）</small>		
	③	舗装延長（m）	【小数第一位を四捨五入で単位止で記入】		
	④	舗装幅員（m）	【小数第二位を四捨五入で少数一位まで記入】		
	⑤	舗装面積（㎡）	【小数第一位を四捨五入で単位止で記入】		
	⑥	復旧工法	1 オーバーレイ 2 切削（ cm） 3 打換え（AS層, 路盤より） 4 路上表層再生 5 路上路盤再生 6 その他（ ）		
道路台帳	①	道路台帳ページ番号	～ <small>（連続しているブロックであること。1ページのみの場合は同じ数字を2回記入）</small>		
	②	道路台帳側点	No. ～No. <small>（連続しているブロックであること）</small>		
復旧舗装構成			名称	厚さ（cm）	摘要
	As・Co層	表層1			
		表層2			
		表層3			
	路盤層	上層路盤			
下層路盤					
通信欄					

※1 このデータ一覧表は本復旧完了時の竣工届に添えて提出すること

※2 工事の中で復旧箇所が数箇所にある場合は1連続箇所（ブロック）1枚で箇所分提出すること。

※3 掘削した部分のみの規定どおりの復旧（一車線未満の場合）は提出の必要がありません。

4 指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準

昭和44年8月20日道政発第52号建設省道路局長通達

第1 趣旨及び方針

路上広告物の占用の場所によっては信号機及び道路標識の効用を妨げること、道路の有効幅員を狭くすること、車両運転者に無用の心理的緊張を与えること等によって道路交通の安全を阻害するおそれがあることにかんがみ、良好な道路環境の確保を図るため指定区間内の国道（道内の主要な一般国道を含む。）における路上広告物の占用は本基準に従い厳正に取り扱うものとする。

第2 定義

本基準において「路上広告物」とは、次に掲げる工作物又は物件をいう。

(1) 添加看板等

電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物又は物件に添加される看板（以下「添加看板」という。）、広告用の幕若しくは旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するもの。

(2) 突出看板等

建物、へい、その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置された道路区域内に突出する看板、広告用幕若しくは日よけ及びこれらに類するもの。

(3) 立看板等

道路区域内の土地に設置される立看板、広告板、広告用旗ざお、標識、広告塔、アーチ及びこれらに類するもの。

(4) 自家用看板等

突出看板等及び立看板等のうち沿道で営業又は事業を行なう者が自己の営業所(店舗を含む。)又は事業所若しくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは制作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。

第3 適用除外

次に掲げる広告物については、本基準を適用しない。

(1) 法令の規定により設置されるもの。

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。

(3) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等

(4) 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。

第4 禁止場所等

路上広告物、又はこれを掲出する工作物若しくは物件(以下「路上広告物等」という。)は、次に掲げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置又は添加してはならない。ただし、自家用看板についてはこの限りでない。

(1) 自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最小限の路上広告物についてはこの限りでない。

(2) 今後改築済となる道路の区間(舗装工事又は局部改良等小規模のものを除く。)

(3) 次の各号に掲げる物件、工作物、場所

イ 橋、トンネル、高架構造(横断歩道橋を含む。)及び分離帯

ロ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

ハ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔、及びこれらに類する物件

ニ 道路が交差し、及び連絡する場所、横断歩道並びに踏切道

ホ 車両等が徐行する必要のあるまがりかど(交差点を除く。)及び勾配の急な坂へ橋(長さ20メートル以下のものを除く。)及びトンネルの前後それぞれ10メートルの区域内、警戒標識、規制標識(駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。)及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域内並びに信号機の前後それぞれ20メートルの区域内

ト 車道幅員5.5メートル以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内

チ その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

第5 設置方法

路上広告物等の設置は次に掲げる方法によってしなければならない。

(1) 添加看板等

イ 添加看板等(添加看板のうち巻付看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板を除く。)の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とする。ただし、歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。

ロ 原則として道路中央側につき出してはならない。

ハ 電柱、街灯等の柱類に添加する添加看板等の大きさは縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とし、その表示面積は1.0平方メートル以内とする。

ニ 添加看板は一柱につき1個(巻付看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、1平方メートルの範囲内において1個を2面として掲出することができる。)に限るものとする。

ただし、市街地を形成している区域内の道路にあつては、一柱につき取付1個、巻付1個とすることができる。この場合において巻付看板は1面とし対面禁止としなければならない。

ホ 第4(3)へ及びトの場合にあつては、巻付看板を対面禁止として掲出することができる。

ヘ 電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路一侧につき20メートル以上とする。

ト はり紙、ぬり広告等路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装したものであってはならない。

(2) 突出看板等

イ 自家用看板等に限るものとし、一営業所又は一事業所若しくは一作業所につき2個以内とする。

ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5平方メートル以下のもの及び広告用日よけを除く。

ロ 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とする。ただし、歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。

ハ 路面上に1メートル以上つき出してはならない。

(3) 立看板等(アーチを除く。)

イ 立看板等のうち立看板、旗ざおは、催物、集会等のため一時的に設けるものとし、その大きさ(旗ざおについては旗の部分の大きさ)は縦2メートル、横1メートル以内とする。

ロ 地面に接する部分の位置は、法敷、側こう上又は路肩とする。ただし、横0.5メートル以内の立看板、標識又は旗ざおを幅員4メートル以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることができる。

(4) アーチ

イ 原則として、祭礼、催物等のために一時的に設けるものに限る。

ロ 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員9メートル未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないものはこの限りでない。

ハ 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5メートル以上とする。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5メートル以上とすることができる。

ニ 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

第6 構造色彩等

(1) 路上広告物等は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならない。

(2) 路上広告物等の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。路上広告物等の地色は、原則として白色又は淡色

に限るものとする。

- (3) 路上広告物等は、電光式、照明式又は反射材料式であってはならない。ただし、自家用看板等及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、電光式又は照明式に限り認めることができる。
- (4) 路上広告物等のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めるものとする。